

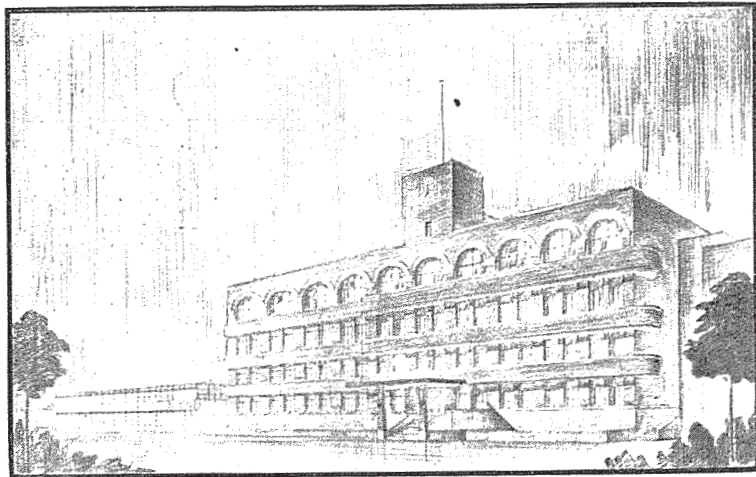
The Kansai University Bulletin

關西大學學報

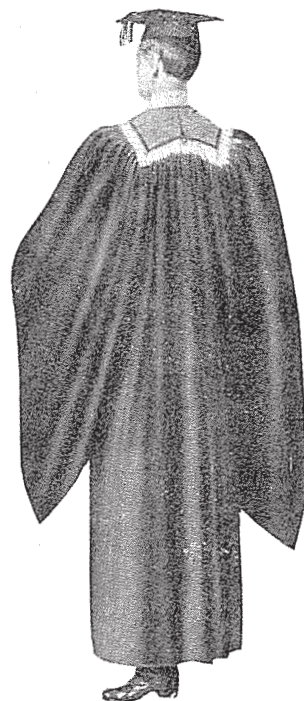
行發日五十月四

號八十百第

年九和昭



局報學學大西關



Kansai University
Gown

← Style No. 1
for Masters

Style No. 2 →
for Students

關西大學ガウン

關西大學に於て曩に學位服。教授服。學生服等制定の議あり、當局よりは是が調査研究方御下命を蒙りて弊店主長谷爲五郎は一九二三、四年に互り英・米・獨・佛・白・蘭・埃・伊・瑞の著名十六大學を訪問し到る處多大の厚遇と便益を與へられ服制其他を比較考察の上歸朝復命申候
不敏店主この重任を荷ひ僅に使命を辱めざりしものは又實に海外に於ける關西大學の隆々たる名聲と當局の懇篤なる御指導の賜に外ならず候
爾來技術部を改善し準備萬端全く整齊致居候へば何卒在學生。卒業生其他關係者各位の御用命を切に奉待候

店主 敬白

紳士服に並關西大學制服

長谷屋洋服店

(御注文専用)

二三四

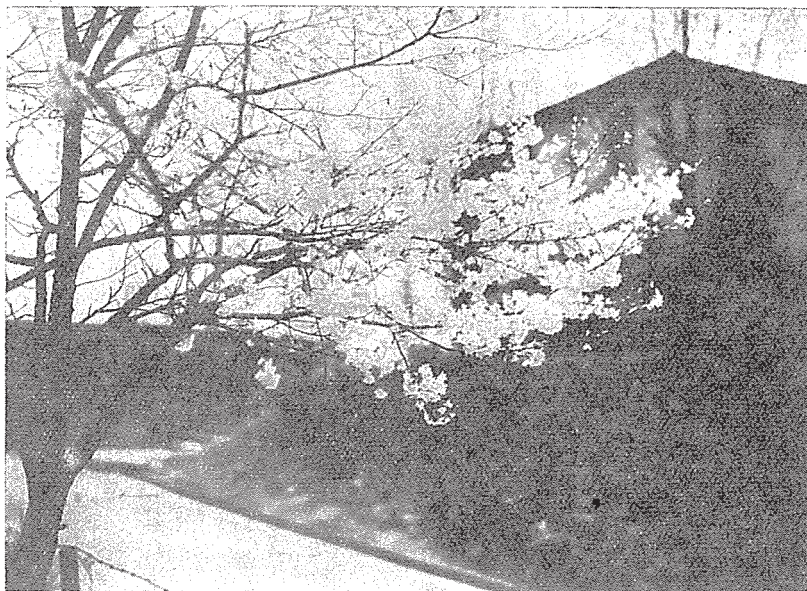
一〇〇

五九

四四四

南
寺王天

電話番號
變更



櫻の庭校舍學山里千

April, 1934

關西大學學報 第百十八號

目次

表紙——竣成後の天六學舍新館

社會學方法論の二傾向……………(四)

教授 岩崎 卯一

カルテル價格の變動に就て(下)……………(二三)

教授 磯部 喜一

身元保證法に就て(二)……………(二八)

教授 西村 信雄

シユムベエタアの動態經濟學(二)……………(三三)

講師 赤羽 豐治 郎

學内報……………(三八)

卒業證書授與式——入學試驗施行——入學式——本年度
入學者及在學者數——通常協議員會——人事異動
法文學部長及經濟學部長の決定——新任講師——天
六學舍増築——動靜

卒業生氏名……………(三九)

校友彙報……………(四三)

學生彙報……………(四四)

遊仙窟について……………校友 吉永 登(四四)

社會學方法論の二傾向

——第一部「クレー」と社會學方法論——(其二)

教授 岩 崎 卯 一

社會學の領域を新に開拓し其處に一新地區を設定すべく企圖する社會學研究者にとりては、社會學方法論の確立程重大なる重荷を感じしむる課題は存しないであらう。「社會學は方法論上如何にして可能なりや換言せば社會學の市民權は何なる學問論若くば方法論に基礎附けられる時初めて認容せらるべきや」これ等のカント的若くば新カント學派的課題は其解決の困難を豫想せしむる事極めて高き程度に於て純理的課題を究明せんと期する社會學研究者に對する魅惑性及び誘引力を多量に抱藏してゐる。就中方法論の確立を以て、一學問としての社會學建設に缺如すべからざる前提作業なりとの主張を把持する獨逸社會學派は、自己の學派に追隨せんとする研究者の殆ど全部に、社會學の内容的實質的研究に入る前に先づ方法論一般に關する及び社會學方法論に就ての知識を獲得すべく勸告し更にこれを強要するものの如く思はれる。茲に於て、獨逸諸社會學者中最も英米型社會學の特色に類縁を有すと見られつつあるウィーゼ von Wiese, の如きは、獨逸社會學に於ける斯かる風潮の浸潤を慨し、次の如き警告を與へ後進を戒めてゐる「最近二十五ヶ年に於ける獨逸にて現はれし學問的に重要な社會學的文献の殆ど五分の四は方法論の問題に捧げられしものである。諸先覺者にして何時迄も此問題上に停滞しつつあらんか、新しき本の著者は如何にして社會學的學問は可能

なりやとの問題を常に新しく提出すべく強いられてゐる。斯くの如き可成り無効無力なる論争は吾人の時代のアレキサンドリア風潮への喜ばしからざる一貢獻をなしてゐる」(von Wiese, *Soziologie als Einzelwissenschaft*, Schmollers Jahrbuch, 4 Jahrg. Heft 2)。

然るにウィーゼの嗟嘆にも拘らず其後獨逸に於ける新しき本の著者にしてウィーゼの謂へる「喜ばしからざる一貢獻」をなせる者は其跡を絶たざるが如く思はれる。余の乏しき知見の範圍にても二三に止らぬ。先づハンス・オッペンハイマー Hans Oppenheimer は一九二五年にハイデルベルグ大學の懸賞論文として「社會學的概念構成の論理」Die Logik der soziologischen Begriffbildung, SS. 112 を著した。此小冊子は徹頭徹尾彼の師事したるリッケルト Rickert 及びマックス・ウェーバー Max Weber を中心とする文化科學的方法論 kulturwissenschaftliche Methodologie の展開である。此若き著者の企圖するところは、カントが自然科學の方法論を確立し、リッケルトが同じく歴史の方法論を確立したるが如く、社會學一般は如何にして可能なりや Wie ist Soziologie überhaupt möglich? と言ふ批判的な課題を解明し、社會學なる一科學の本質・目的・方法に關し一義的な解明を與へるにある。次にアントライ P. Andrae は越えて一九二七年に僅に四十頁に満たざる小冊子なるも「社會學に於ける方法論の問題」Das Problem der Methode in der Soziologie, SS. 39 と題せる一論考を發表した。此著者は稍々獨逸系方法論學者の一般的記述態様と異り、其視野極めて廣汎にして、其視界に入り來る學者には方法論的一元論 der methodologische Monismus としてリール Riidmil Mill マルクス Marx 及びデュルケム Durkheim の四學者の説を提へ、方法論的二元論 der methodologische Dualismus としてスタムラー Stummeler 及びジンメル Stummel の二學者の説を擧げたるも、現代に於ける方法論上の中心たるマックス・ウェーバーの所論に觸れること尠少である。されどマックス・ウェーバーは獨逸社會科學に一個の方法論的基礎を賦與したる貢獻者として記憶され、彼

の足跡を檢考することに自己の出發點を見出さんとする新進學者輩出し、ウェーバー的方法論研究は此年に於て一種の流行をなせし觀がある。それ等の中余の寓目せる文獻の一はグラープ Hemann J. Grab の論文「マックス・ウェーバー社會學に於ける合理的なるもの」の概念」Der Begriff des Rationalen in der Soziologie Max Webers である。社會科學の哲學的基礎に關する諸問題」との副題目を附したる此論文は僅に四十八頁の量なるもマックス・ウェーバーの全學說の根本特色たる經驗的心理主義 empirischer Psychologismus 批判的理想主義 kritischer Idealismus 及び歴史主義 Historismus を徹底的に批判してゐる。ウェーバーの經驗的心理主義を批判する武器としてはフッサールの現象學を以つてし又ウェーバーの批判的理想主義を批判するに力を與へたるものとしてはマックス・シェラー Max Scheler のカント倫理學批判を擧げてゐる。翌一九二八年にはブフィスタ Barthand Pfister が『理想型への發展』Die Entwicklung zum Idealtypus, SS. 178 なる一著述を發表した。卒業論文としてフライブルヒ大學に提出せられたるものにして其副題目「メンガー、スモラー及びマックス・ウェーバーに於ける理論及び歴史の關係に就ての方法論的一研究」により其内容を暗示せる如く、先づ獨逸に於ける科學方法論の論争 Methodenstreit 即ちメンガーの理論的立場及びスモラーの歴史的地との方法論争より起筆し、次いで一時學界を風靡するの概ありしウィンドルバンド及びリッケルトの歴史科學的若くは文化科學的方法論を略述したる後、最後に此著者の認めて以て科學方法論の冠冕なりとする マックス・ウェーバーの理念型概念を詳述してゐる。一言に盡せば一八八〇年代より一九〇三年頃迄に現はれし科學方法論史の叙述である。此の著書の前掲 オッペンハイマー若くはグラープの論述に比較せられる時其批判的態度に於て甚しく遜色の認められるも、其記述は比較的正確にして恣意的なる批評を能ふ限り回避したる爲め却つて客觀的價值を保有してゐる。獨逸に於ける學問論 Wissenschaftslehre 若くは科學方法論 Wissenschaftsmethodologie の跡を檢索せんと欲する外國人に對

し最も信頼し得べき一案内を提提供したるものと稱し得るであらう。最後に一九二七年にはレヴィ Fritz Levy が『社會學的方法』Die soziologische Methode SS. 58 を發表した。オッペンハイマー及びブフィスターが前掲者に於て各々方法論の成果を見たるリッケルト・ウェーバー型方法論も僅か一二ヶ年間に現象學的方法論 phänomenologische Methodologie により超克せられ初めたるにあらざるやを思はしむる一象徴がレヴィの此著述である。レヴィの立場は其序文に明示せる如く必ずしも現象學派立場そのものにはあらざるも此の學派より多大の示唆を受けたる事は全篇を通じて明瞭である。而も叙述の序列整然として既に一家の見を具備するものの如く前掲諸著述に比し遙に組織的頭腦の優越を示してゐる。

以上の如く見來らんか、獨逸社會學就中其社會學領域に關心を寄する研究者の大部分は、ウィーゼの警告にも拘らず依然として社會學そのものを研究する前に「社會學は如何にして可能なりや」のカント的課題を取上げ、以て社會學の理論化操作に對する自己の適格なることを宣示する一手續を採れる觀がある。従つて斯くの如き霧圍氣は必然的に獨逸に於ける社會學研究を認識論又は論理學の如き哲學的諸學問に接近せしめ、新しく社會學研究に着手する者を哲學の領域に誘引すると共に以下記述せんとする英米社會學の實證的研究若くは實質的作業を蔑視し又は忌避せしむるに到る。

二

然れ共一度獨逸を離れ洋の此岸たる米國社會學の一般風潮に接觸せんか全然異なる霧圍氣の支配せるを見出すであらう。獨逸社會學の味解を出發點として自己の社會學體系を樹立すべく思念する者にとりては、社會學的方法論的吟味並に學問論的基礎付けこそ其學的作業中最も價值に充ちたる部分であらう。されど同じく社會學者を以て自任する米國の社會學研究者一般は獨逸型の社會學方法論に對し何等の關心従つて何等の理解をも有せず、現在此方面に於て着目すべき業

作を發表したる新人は皆無にあらざれども其數極めて尠少である。彼等の大多數は獨り國外の社會學方法論に對し敬意を有せざるのみならず、自國社會學の諸建設者に對しても甚しく敬意を減少しつつあるに思はれる。米國社會學派に理論的基礎を賦與することによりこれを一種民地的學派より權威ある「獨立國的學派」に向上せしめたるは『動的社會學』Dynamic Sociology, 1883を通じてのウォード W. L. F. Ward であり、『社會學原理』The Principles of Sociology, 1896を通じてのギディンクス F. H. Giddings であり、『一般社會學』General Sociology, 1905を通じてのスキーン A. W. Small であり、『社會學原理』The Principles of Sociology, 1920を通じてのロス E. A. Ross である。然るにこれ等卓越せる諸米國社會學者は自らの後を襲はんとせる新時代の諸社會學者等より如何なる待遇を與へられつつあるか。ギディンクスの一門下ハンキンズ F. H. Hanks の言辭は最も明白に現時の米國社會學が選びつつある傾向を示すと共に新時代の眼に映じたる諸先輩の評價を告白してゐる。『偉大なる諸先覺者による體系樹立の時代は今正に過ぎ去らんとし、これよりも遙に忍耐強く且つ極めて地味なる調査研究の時代が到來せんとせるものの如く思はれる』(Hanks, "Sociology" in The History and Prospects of the Social Sciences, ed. by H. E. Barnes, 1925, p.256) とハンキンズは率直に言ひ、諸先輩による體系樹立時代を觀念的段階 ideological stage と稱し、諸新進學者による調査研究時代を觀察的段階 observational stage と表現してゐる。彼に據れば從來の米國社會學は社會科學の段階に達したりと言ふを得ずして依然「望ましき事物の實體或は見ざる事物の本質」を追及せる社會哲學の段階に低迷せるに過ぎぬ。特に彼れが斯かる種類の社會學文獻中其代表的なるものとして擧げたるウォードの二部作『純正社會學』及び『應用社會學』の如きは「一つの哲學たると共に又一つの信仰に過ぎず、詳言せばそれ等は一つの宇宙開闢學一つの神學一つの宗教である」it is at once a philosophy and a faith, a cosmogony, a theology and a religion. と貶斥せられつゝ (Hanks, *ibid.*,

p. 256)。此處に紹介したるハンキンズの言辭は最近の米國社會學に於ける主潮流が方法論上の諸課題即ち概念構成理論化體系構成の如き純理論的領域の解明に精力を傾倒する事を好まず、現實社會の實質的研究就中社會調査に一層大なる關心を拂ひつつある事を告白してゐる。これに徴せば特殊具體的な社會事實の事象的研究こそ輒近米國社會學の微標なるが如く思はれる。

然れども如何なる學問領域たりとも將又如何なる國の學派たりとも方法論を全然無視しつつ學問樹立を企圖する事は想像し得ざる所である。時には社會學方法論の吟味が米國社會學者一般の頭腦を以てしては遂行し得ざる事を信する者あるもこれは漠然たる主觀的印象を以て客觀的事實を連斷し去る偏見にして、米國社會學と雖もそが社會に關する斷片的なる諸知識の累積にあらずして何等か體系樹立を企圖する限りに於て、意識的或は無意識的に一種の方法論を有する事は疑なき所である。其一例として米國に於て最も論理的なる一社會學原理を提供したりと認められつつあるギディンクス F. H. Giddings の業績上に一瞥を拂ひたい。ギディンクス晩年著たる『人間社會理論に於ける諸研究』Studies in the Theory of Human Society, 1922 の第七章として收録せられたる一論文『秩序と可能性』Order and Possibility (pp. 127-143) 及び『人間社會の科學的研究』The Scientific Study of Human Society, 1924 全部の如きは、優れたる一社會學者の永年に亘る熟慮反省の結果として發表せられたる社會學方法論である。就中『人間社會の科學的研究』は英米に於て提供せられたる社會學方法論に關する文獻中最も纏れるものの一つなりと斷言し得るであらう。此著に於てギディンクスの方法論に關する自信が如何に強烈に織込まれたるかを知らんとせば其序文を讀むに若くはない。彼は先づ此著述の目的に關して次の如く言つてゐる『此本に於ける余の目的は社會學が如何なる點にて且如何なる範圍にて確實に人間社會の一科學的研究なりや及び社會學を如何なる方法により一層嚴密なる科學的研究たらしめ得るやを指示するに存した』(ibid., p. vi)。此文章は直に一科學としての社會學が採用すべき研

究對象、研究範圍及び研究方法を指示せんと企圖の下になされたことを悟らしめる。就中ギディングスの特に強調したるは社會學の研究方法であり、此事は彼の次の如き言葉により確認し得る。『余は此目的の爲に社會學の利用し得る嚴格なる諸方法を記述し、それ等諸方法の使用に當り遵守さるべき愼慮及び制限を指摘すべく企圖した』(ibid., p. v)。従つて此書は正しくギディングスの社會學方法論である(此著述は我國社會學者に注目せられる事薄く、僅に難波紋吉氏により紹介され「同教授の論文『ギディングス著『人間社會の科學的研究』に就て」——同志社論叢第二三號、昭和二年六月、六七—六七頁參照)。余も亦舊著に於て若干これに觸れたるに過ぎぬ「拙著『社會學の人文獻』大正十五年、一一七—一三四頁參照)。然るに我國社會學の一碩學として知られるエルウッド C. A. Ellwood は次の如き讃辭を以てギディングスの前著を評價してゐる。『恐らくギディングス教授程社會學に利用せられる科學的方法に就き批判的檢討を加へたる學者は他に存しないであらう。特に『人間社會の科學的研究』なる彼の最後の著述に於て然りとす。此著述の目的となす所は社會學の使用し得る嚴密なる方法を記述するにある。此目的に對し著者は社會事實に關する限りに於ての科學的方法の全領域を批判的に吟味してゐる。彼は量的分析及び計量方法を利用し得る場合に限り自然科學に於ける成果に比し得べきものを社會科學にても等しく期待し得ると信じてゐる。従つて觀察、實驗及び計量は他の諸事實を取扱ふ場合と同じく社會諸事實を取扱ふ場合にも能ふ限り利用せらるべきである。然れども社會事實の量的分析は統計の使用を通じてのみ始めて可能である。斯くて統計學は社會科學に對し偉大なる統一的學問となす』(Recent Developments in the Social Sciences, 1927, p. 44)

斯く引例し來れりとして余はギディングスの社會學方法論を以て英米流方法論の典型的なるものと見做し去らんとする者にもあらず、又社會學を以て社會の心理學となし其研究對象を複數行動に其研究方法を統計的方法に見出さんとするギディングスの學問態度 (F. H. Giddings, Studies in the Theory of Human Society,

1924, p. 255 參照) を容易に是認する者でもない。されど英米社會學者一般に何等方法論的省察の關心若くは能力なしと速斷する事は前述の如く確に言ひ過ぎである。唯一部の社會學研究者の眼に英米社會學に方法論なく此方面の業績は獨逸社會學にのみ期待し得るが如き印象を與ふる眞原因は、方法論なる語に附せられたる意味の二重性に基くのである。同じく方法論 Methodologie, methodology なる名辭を用ふるも獨逸社會學一般の重視する所は學問論上に於ける社會學の地位如何と言ふが如き哲學的課題の究明にして、米國社會學一般の關心する所は現實社會を研究するに際して採擇さるべき手段の檢討である。前者に於ては方法論の名の下に、社會學は自然科學若くは文化科學の何れなりや、社會學は社會科學にあらずや、社會學は社會科學の唯一者なりや將又社會科學群の一員なりや、これ等の諸問題が學問論 Wissenschaftstheorie の視點より論究せられる。これに反し後者にては文字通り研究方法即ち technique 例へば歸納演繹方法、比較方法、歴史的方
法、内省法、統計法等が主として作業能率 efficiency の立場より考慮せられる。今一度ハンキンズ之言を借らんが「米國に於て」全體を大觀すると廣大にして廣袤なる綜合化の時代若くは壯大なる總括時代は幸にも正確なる手法により分化し且つ特殊化したる領域に於ける事實發見及び事實調査の時代に漸次道を譲りつつある』(Hankins, ibid., p. 311)。此處に彼の言ふ手法 technique の選擇こそ米國社會學にて重視する社會學方法論である。

此意味に於ける社會學方法論は最近の米國社會學にても可成り盛に論究せられてゐる。試に米國にて發行されつつある三種の社會學雜誌に掲載された一九二八年度一ヶ年の諸論文を涉獵するも我等は直に其中より次の如き社會學方法論のみを主題として取扱へる論文を抽出する事が出来る。其一は「米國社會學雜誌」The American Journal of Sociology の五月號に掲載されたエドワード・W. M. Kozlowski の論文「社會學の論理」The Logic of Sociology 及び、其二は雜誌「社會力」Social Forces の九月號に掲載されたベン・ヘンリー・G. M.

Graham の論文『論理及び社會諸科學』The Logics and the Social Sciences であり、其三は『社會學及び社會研究』Sociology and Social Research の三・四月號に掲載されたるクレー G. H. Cooley の談話『サムナー及び方法論』Sumner and Methodology である。これ等三論文の中クレーのそれを除く他の二者は社會學の學問的性質、其對象及び方法に就き眞摯なる態度を以て論考せるも、それ等の筆者が未だ知られること尠き新進社會學者なる爲め、獨逸流の嚴密なる學問論の見地より評價せんか、特に注目し價する程の創意並に迫力を缺如してゐる。然るにクレーの論稿は僅に四頁の量に過ぎざる談話的講演手記なるのみならず其處に使用せられたる言辭餘りに簡單且つ措辭亦著しく蕪雜なる點あるも、現代米國社會學の指導的位置にありし諸社會學者の一員の頭腦より出でしものなる爲め、吾人をして三省せしむるに足る何物かを暗示せるを覺ゆる（此論文はクレーの死後 Robert Cooley Angell が序文とノートとを附しクレーの遺稿を編輯したる『社會學說及び社會研究』Sociological Theory and Social Research, 1930 第十一章に同じ題名を以て收録してある。此處では僅に三頁の量である）。

特に一九三一年の米國社會學界に於て、『社會科學に於ける諸方法』Methods in Social Science なる八百頁を越ゆる一著述が、ライス Stuart A. Rice を編輯者として數十人の米國社會學者を動員したる結果市俄古大學出版部より刊行せられた。これは米國學者一般の最も得意として誇る協同的著作である。正に米國社會學者の見たる社會學者くば社會學方法論の如何なるものなるかを如實に示すものである。これに對して一九三二年九月號の『米國社會學雜誌』新刊批評欄は珍らしくも現在に於ける獨逸社會學の中堅學者としてハンス・フライヤー Hans Freyer と共に最も活躍せるカール・マンハイム Karl Mannheim の獨逸社會學者の立場よりする批評文を掲載し米國社會學に一刺戟を與へてゐる。

余は今此處に社會學の方法論に關し一論を試みんとするに際し、二人の社會學者の此問題に就ての言説を手懸りとしたく思ふ。第一はクレーの論說『サムナーと方法論』を批判的に吟味検討することにより米國社會學に於ける方法論の意味を把握することである。第二はマンハイムの米國社會學界に投げたる社會學方法論に關する公開狀を通じて獨逸社會學派と英米社會學派との學風の相異を知ることである。而して先づクレーの方法論を詳細に考究する。

三

『サムナー及び方法論』と題する一文の冒頭に置かれたるクレーの言葉は『他の人々と同じく余も亦た此項研究方法又は方法論なるものに就き多大の考慮を拂つてゐる』を以て初められてゐる。クレーの其一生中に發表したる本格的社會學書が謂ふ所の三部作『人性及び社會秩序』Human Nature and Social Order, 1902 『社會組織』Social Organization, 1909 『社會過程』Social Process, 1918 にして、而もこれ等三部作の内容は一貫して米國社會學の諸體系中特異の一體系を樹立せることは周知の事實であらう。エルウッド Ellwood に據ると、クレーの諸著述中第一の傑作と目せられてつある『社會組織』は現代米國社會學の指導的地位を目圖しつつ精進せる諸學者に對する一種貴重なる案内書たるのみならず、更に今日の米國社會學に於ける諸潮流は實に此著述中に盛られたる諸問題を機縁として形成されつありと認められてゐる (Ellwood, *ibid.*, p. 4)。

クレーの社會學こそは現在の獨逸社會學にて一流行學派たる觀を呈せるディルタイ及びマックス・ウェバー等の會得社會學（普通に理解社會學と稱さるもの）の企圖と明瞭に一致し且つクレーの社會意識に關する考察は獨逸に於ける現象學的社會學就中ヴァルター等の所論と一致するものとも言はれてゐる。（松本潤一『耶大思想』エンサイクロペディア第十三卷社會學（一）所載『英米社會學』一六三頁）。更に又クレーの三部作なるものは實に著者其人の自叙傳即ち著者の内的經驗の記錄にしてイギリス人が罵つて、アメリカ物と言ふ百科全書的編纂物的なる臭味を微塵も有せず、而して其如何なるページを開くも著者其人の現れなりとの感じ

を與へるとも評せられてゐる。(綿貫哲雄、社會學雜誌第二十四號、大正十五年四月、六六頁)。更にクーレーの社會學的隨想録とも言ふべき『生活と學徒』(Life and Student, 1927)を評したるトッド(Todd)は同情と理解とに満てる文章を結ぶに『多くの社會學者がクーレーを目して自分等全同僚中最も哲學的なる心の持主なりと言ひつゝあるは不思議でない』との示唆的な語句を以てしてゐる(The American Journal of Sociology, May 1928, p. 1010)。此『生活と學徒』にてクーレーは自ら『論争を書く者は自分の墓穴を掘る者である。唯ぞ平靜なる思索のみ永續する』と書いてゐる。これ等の評語は悉く彼の社會學が靜寂なる生活環境より泌み出る澄明なる心境を描寫したるものに外ならぬ事實を表示してゐる。而して彼が一九二九年長逝するや學國これを哀悼し殊にエルウッドの如きは『チアーレス・ホールトン・クトレー』なる一追悼文を草し(Sociology and Social Research, vol. vi, No. 1)クーレーを以て社會學のダーウィン(Darwin)と稱し且米國の背で生みし最大思想家の一人と激賞し其死を以て米國社會學の光の消滅なりと極言してゐる。斯くの如きが人としてのクーレーであり、彼の社會學に對する評價であり、米國社會學に於ける彼の地位である。其クーレーは一九二七年十二月(即ち其逝去の二ヶ年前)に開催されたる米國社會學會晚餐會の席上、社會學方法論及び社會學者サムナーに關し何事かを語らんとしてゐる。

『斯かる考が浮んだ。此問題に近づく最も有効なる方法は次の如き質問を發することであらうと。即ちこれ迄米國社會學の生産したる研究業績中最も成功せるものは何でありしかを尋ねる事であらう』(C. H. Cooley, Sociological Theory and Social Research, 1939, p. 325)。米國社會學會大會の晚餐會席上彼と同席せる多數の社會學者を前にして斯かる問題を劈頭より卒直に提出せるクーレーの眞意は果して何れにありしや。前述せる如く温厚なる一社會學者として一般より認識せられ濫に他と論争せざる事を以て其信條となせるクーレーが從來米國社會學に寄與されたる諸業績中最も輝けるものを選び出す事は、これ等の上に一種の評

價を下さんとするに外ならぬ。然るに彼は次の言葉を以て續けてゐる『疑もなくこれに就ての意見は各々相違するであらう。然し此問題をより思辯的な社會學speculative sociologyより區別したるものとしての事實的方法及び事實的結果にのみ適用する事を承知したる後、一般投票がなされたりとせば、假令絶對多數ならずとも過半数は恐らくサムナーの『民風論』に投ぜられたるを見るにあらざると思はれる』(Cooley, *ibid.*, p. 325)。斯くてクーレーはエルウッドの教授にして且つ米國大學にて最初に社會學講義を試みたりと傳へられる故サムナー(William Graham Sumner (1840—1910) の主著『民風論』Folkways, a study of the social importance of usages, manners, customs, mores and morals, 1907)に當選の豫想を與へた。されど此假裝選舉には當初一除外例の設けある事を留意すべきである。彼はサムナーを採擇するに當り暗黙裡にウォード、ギディングス、スモール其他の諸著述を『より思辯的な社會學』more speculative sociologyの範疇に入れる事により投票國外に置き専ら事實的社會學と其範圍を限定し、更に絶對多數と言ふことなく過半数と言ひ以てサムナーの『民風論』以外にも猶これと争朝の資格ある諸業績の存する事を暗示し、其態度飽迄慎重である。嘗てギディングス F. H. Giddings も英米社會學に於ける三大文獻として先づバジエット(Bagehot)の『物理學と政治學』Physics and Politics 次にウォード(Ward)の『動的社會學』Dynamic Sociology 最後にサムナーの『民風論』を挙げ極力推賞したるが、今クーレーも亦事實研究的なる社會學としてサムナーの前掲著を推薦し其重要な位置を裏書きせんとしてゐる。元よりこれ等兩學者によるサムナー文獻の評価には各々異なる理由の存するものもあるも、何れにせよサムナーの社會學的業績が何等か特異の色彩若くは内容を有し、米國社會學史上の一景観たる事實に就ては疑なき所である。唯我等の知らんとする所はサムナー業作の如何なる点にクーレーが其特色を認むるやの点である。

クーレーは語を繼いで言ふ『我々は方法論に關してサムナーより何を學び得る

か。『民風論』(Folkways)の邦譯語としては原規論・習俗論・民風論等學者により使用されつゝあるも此處には民風論を擇んで置く、又嚴格に譯せば「民風」にして「論」の字は不要なれど著書題目たる事を暗示する爲に上記の如くなす)は如何なる種類の業作なるか且此業作は如何にして生産されたるか』(Cooley, *ibid.*, p. 325) 彼はサムナーの著『民風論』を手懸りとして三個の質問(自問)を提出せるも、これ等を通貫するものは畢竟サムナーの採用せる方法論に外ならぬ。されど人若しサムナーの『民風論』より獨塊社會學にて理解せられる意味の方法論の如きを聴くべく期待せんか、それは全く砂漠より魚を求めんとするものである。蓋し此著作は社會學の研究對象を民風(folkways)及び原規(mores)に求めこれ等の本質を原始社會の習俗事實より歸納的に説明せるものであり、純然たる社會學特殊研究の一種なるが故である。即ち「特殊の問題を特殊の方法を以て特異の粘り氣ある文體を以て根氣づくめで書かれた」ものであり(小林郁、「米國に於ける社會學發達の概観」社會學雜誌二四號大正十五年一九——二〇頁)「社會學の特殊の分枝の研究に一新生面を開いたもの」である(山口正「米國社會學の發展」社會學雜誌一二號大正十四年七一頁)就中サムナーの社會學方法論を主題として取扱ひしパーク・R・E・Parkの批評は傾聴に値する『一九〇六年に刊行せられたるFolkwaysは確かにサムナーの最も重要な業作である。それは米國學者による社會學領域に於ける二三の最重要著述の一つである。然し此著述は一つの體系的論著ではない。反對に此著述は寧ろ觀察したるものと覺書として保存し置けるものを締りなく纏めたるに過ぎざる一蒐集である。而も其處には多くの反復があり又若干の矛盾撞着もある。材料の盛られたる形式も調整と組織との缺如を曝露してゐる。其組織に於て將又其處に取扱へる特殊諸題目の多數に於て一種の百科全書たるの觀を呈せる此著述は、實際一つの體系的論著と言ふよりも寧ろ一旅人の覺書帳たるの性格を有する。而もサムナーの此旅行の大部分は身代りによりなされてゐる。換言せば他人の諸述作の媒介によりなされてゐる。然れ共サムナーのFolkways

は其材料の盛り方に於て甚だ非體系的なる遺方にも拘らず、一つの根本的見地を顯示し明瞭に社會學的諸範疇中の一體系を内包してゐる(R. E. Park, The Sociological Methods of W. G. Sumner, and of W. I. Thomas and F. Znaniecki, in Methods in Social Science ed. by S. A. Rice, 1931, p. 154)。(何れにしても全卷二十章六百五十三頁の浩瀚なる著述を通じて獨塊社會學文獻の何れにも見出す學問論的及び方法論的論議の如きは片鱗隻語だに見出し得ざるのみならず、社會學の意義解明の如きも一行だに存しない。ソロキンP. A. Sorokinは歐洲社會學及び米國社會學の特色を比較論評するに當り「社會學に於ける米國文獻が大部分諸種の教科書より成れるに反し歐洲に於ては教科書の文獻が歐大陸の全社會學的文獻中比較的に重要ならざる地位を占め來つた」と云ひ(Sorokin, Contemporary European and American Sociology, in "Social Forces" vol. VIII, no. 1, 1929, p. 58—59)米國社會學の一般特徴を教科書の社會學 textbook sociologyに求め其長短を記述せるも、サムナーの『民風論』に到つては此意味に於て最も米國社會學文獻らしからざる著述である。卒然として本書に接せばブリistol L. M. Bristolが「サムナーは本來一社會學者なりしも吾人は『民風論』に於て社會起源に就て分類したる報告の鑛山を有す」と言ひサムナーを人類學的社會學者の範疇に編入したる所置にも若干の合理性あるを覺ゆるであらう。(Bristol, Social Adaptation, 1915, p. 152 參照)而してクレーレーは斯くの如き性質の業作より果して如何なる方法論を學び取らんとするか。

クレーレーの次の言葉は重要である『余が此問題を考慮するに當り最も強く余の注意を惹くものはかの『民風論』が方法論に關して現在行はれつゝある諸規矩の何れにも一致せざる點である』(Cooley, *ibid.*, p. 325)此言葉に引續き彼は現在廣く米國社會學に行はれつゝありと思はれる方法論の若干を舉示してゐる。これに依り臚げ乍ら現在の米國社會學が重視せる方法論の如何なるものなるかを察知し得る。クレーレーに據ればサムナーの『民風論』が採擇應用せる研究方法は量的研究

quantitative にもあらず統計的方法 statistical method に準據せるものにもあらず最近頗に擡頭し來れる事例研究 case study にもあらず、精神分析的方法 psychoanalytic にもあらず、行動主義的取扱 behavioristic method にもあらず、全く獨得の存在を主張すべき性質のものである。且つクルーレーはこれ等五種の研究方法がこれ等の名に依り表示せられつゝある學派若くは學黨の主義に一致するを附加せるにより、彼が此處に擧示したる五方法論は今日の米國社會學に割據せる五社會學派を間接に表現せるものと見做し得るであらう。(現にクルーレーの此論文にはこれ等五方法論の活字をイタリックにて組み讀者の印象を強めてゐる。)今彼に依り抽出せられたる五方法論の存在を其儘肯定せば、輒近米國社會學に於ける方法論を統計的方法論及び事例研究的方法論の二種に大別し得るであらう。第一の統計的方法論は社會學方法を統計的方法のみに局限せんとするギディングス及び彼に従ふコロンビア大學派の諸學者により可成りの熱意を以て遵奉せられ、第二の事例研究の方法は先づ諸社會事業家により採用されて相當の能率を擧げ、且つ米國學者の趣好に適合せることの爲に漸次專門社會學者にも利用せらるゝに到り、最近にはトーマス Thomas orton Chapin バージス Burgess ホーリー Healy 等錚々たる社會學者も亦此方法の社會學其他の科學に對する貢獻を力説してゐる。この爲に事例研究の方法は社會調查法の名に於て此國社會學の特色なるやに速斷され、自然科學としての社會學樹立を實證主義精神の表現なりとする社會學研究者一般よりは好意を以て迎へられつゝあるも、理解的方法若くは現象學的方法其他主として精神科學的方法の優越を主張する獨逸社會學者一般よりは反對の處遇を得てゐる。其他クルーレーの言及せる精神分析學的方法是恐らくフロイド Freud 一派の影響未だ消滅するに到らざることを示し、行動主義的方法は ウォットソン Watson 一派の行動心理學が未だ社會科學一般就中社會學及び社會心理學の領域にも其餘威を残せる事を暗示してゐる。されどクルーレーはサムナーの方法論を以てこれ等方法論の圏外に立つものゝ如く表現してゐるが、それは如何なる方法論であらうか。

クルーレーは『サムナーの「民風論」の用ひる資料の多くは類感的想像 sympathetic imagination に基いてゐる。加之それは大部分何等直接觀察の一業作にあらずして

殆ど總て間接資料 second hand である』(Cooley, *ibid.*, p. 325) と言つてゐる。斯くて彼はサムナーの人物及び業作を忌憚なく批判に移し「サムナーの利用したる諸資料そのものの客觀的價値の疑はしき事、サムナーの性格自身も決して嚴正公平なりと言ひ難き事、換言せば彼が獨斷的個人主義及び悲觀主義の持主として知られつゝありしを以て『民風論』に於ける資料及び理論の取扱上にも斯かる個人的特性の反映せるを想像し得べき事を述べてゐる。余も亦クルーレーの批評が或程度迄肯綮に當れる事を承認せざるを得ない。サムナーの『民風論』に展開せられたる諸理論は現地研究の上に構成せられたるものにあらずして、卷末に附したる參照文獻表に徴するも一見明瞭なる如く英米獨佛伊の諸文獻三千部より抽出したる諸資料を基礎とせるものである。これ疑もなくセコンド・ハンド的な知識の龐大なる蒐集にして、其博引傍證の點に就ては伊太利社會學者パレト Pareto の『一般社會學』*Traité de sociologie générale* 及び英國社會學者ホップハウス Hobhouse の『進化に於ける道德』*Morals in Evolution* を聯想せしむるものあれど、克明なる現地研究的資料に立脚して理論を構成する佛國デュルケム社會學派の研究態度と遙かなる距離に立てるものである。更にサムナーの前掲著を仔細に吟味せば資料選擇其他重要な取扱方法に於て自己の理論に役立つもののみを偏重採用したる跡をも容易に見出し得る。然るに斯く短所を指摘しつゝもクルーレーはサムナーの著作を高く評價すべく語を繼いでゐる『余がサムナーの『民風論』に關し言へる事の殆ど全部は其方法に關する限りに於て同一性質の業作たるダーウィン Darwin の『種の起源』*Origin of Species* に就ても亦言へるであらう』(Cooley, *ibid.*, p. 326) クルーレーに據れば此處に對比せられたるサムナー及びダーウィンの兩著述は共通の性格を帯びてゐる。即ちこれ等兩人の著作は能ふ限り適切な多數の事實を研究資料として蒐集し、これ等の資料により各自の所論を裏付けすべく努力する事に没頭したりし著者の業作である。換言せばこれ等二學者の専念企圖したるは第一に事實の蒐集であり、第二には斯かる蒐集事實の基礎上に立つ理論化作業であり、消極的に言へば學問論上に於ける社會學的地位又は社會學の本質等の諸課題は當初より關心の對象となることなく、論理の妥當性よりも寧ろ事實の確實性のみが彼等の努力の目標たりしものである。(未完)

カルテル價格の變動に就いて(下)

教授 磯部 喜一

目次

- 一 序
- 二 企業の獨占化と價格の安定化
- 三 ドイツのカルテル價格の變動
- 四 わが國のカルテル價格の變動
- 五 大戰後のカルテル價格の變動(以上既載)
- 六 商品別のカルテル價格の變動(以下號號)
- 七 結

六

次に、吾々は商品別に考察をすゝめるであらう。大正九年乃至昭和八年の十四年間に於いて、カルテルが會て存在し、或は現に存続しつゝある商品部門は、日本銀行調査の卸賣物價四十七商品のうち十六品種(外に政府專賣の三品種を準ず)である。これら諸商品の價格變動を圖表化すれば、第四、五、六圖である。

(圖中太線はカルテル結成中の價格、細線はカルテル結成前又は解消後の價格、↑はカルテル結成時、↓はカルテル解消時を示す)

これらの圖表によつて、吾々の知り得るのは、等しくカルテル價格變動であるとはいへ、價格の比較的に安定せるもの(第一種)、變動の著しきもの(第三種)、並びにその中間に位するもの(第二種)の三種の別あることである。第一種に屬するは、政府專賣の刻蜜、西洋炭及び鹽を除けば、洋紙、セメント、日本紙、洋鐵及び苛性曹達の五商品、第二種は銅、石炭、石油、洋釘及び硫酸の五商品、第三

種は小麥粉、砂糖、綿絲、麻、毛斯綸及び生絲の六商品である。

第一種商品の中でも、價格の安定化を最もあらはに示してゐるのは洋紙である。現存カルテルとして日本製紙聯合會、日本板紙聯合會の外、共同バルブ株式會社及び共同洋紙株式會社の二シンディケートがある。既に述べし如く、洋紙企業は綿絲企業に繼ぎ、夙にカルテルを結成し、特にシンディケート組織ではわが國最古のものをもつてゐる。このことからでも、大戰後の十數年を通じ、價格安定化の著大なのは當然であらう。不可避だつた大戰直後の價格暴落は大正十一年十一月まで存続し、下落幅四二・二、下落率六七・五%(月平均二・一%)が、價格動搖期(大正十年五月乃至十五年下半年)に於いては騰落それ〇・三%強乃至一%、其後は變動率〇・五%を超えない。

價格動搖期	價格安定期	インフレーション期	價格波動的變動率	最大騰貴率	最小騰貴率	最大下落率	最小下落率
四	一	一	五二	三・七%	二・一%	三・三%	〇・九%
二	一	一	二七	〇・一	〇・一	〇・四	〇・一
三	一	一	二	一	一	〇・五	一
五	一	一	五〇	一・三	一	一	一

洋紙に次ぐはセメントである。セメント聯合會の結成は大正十三年十月である。なほ、昭和五年以降は更に注文割當乃至共同販賣カルテルを、地方別に數個結成して居る。價格動搖期を通じ、カルテル結成前には騰貴三・五%、下落一・六%であつた價格變動が、カルテル結成後には騰貴四・五%、下落〇・六%となり、如實にカルテル効果を擧げてゐる。但しその後二年間に五九・五%の下落(月平均二・五%)と反動としての月平均五・〇%の騰貴を示したが、デフレーション期以降は全く安定状態にある。もとより、カルテル的統制は非常なる極度にまで達してゐる、すなはち五三%乃至五七%の操短。

デフレーション期(月平均) + 〇・四% - 〇・二%

インフレーション期 (同上)

+ 〇・一

- 〇・一

日本紙企業のカルテル結成は新しい。昭和六年の和紙同業會がこれである。こ

れは専ら、日本紙

企業が多くが非近

代的な小規模經營

の下にある爲であ

る。デフレーション

期の後半、下落

諸條件の出盡した

頃、比較的大規模

に抄紙工場を經營

せる機械漉和紙業

者によつて、カル

テルが結成された

デフレーション期

カルテル結成前三

八・〇%の下落(月

平均二・四%)を

示した價格が、結

成後は完璧に近い

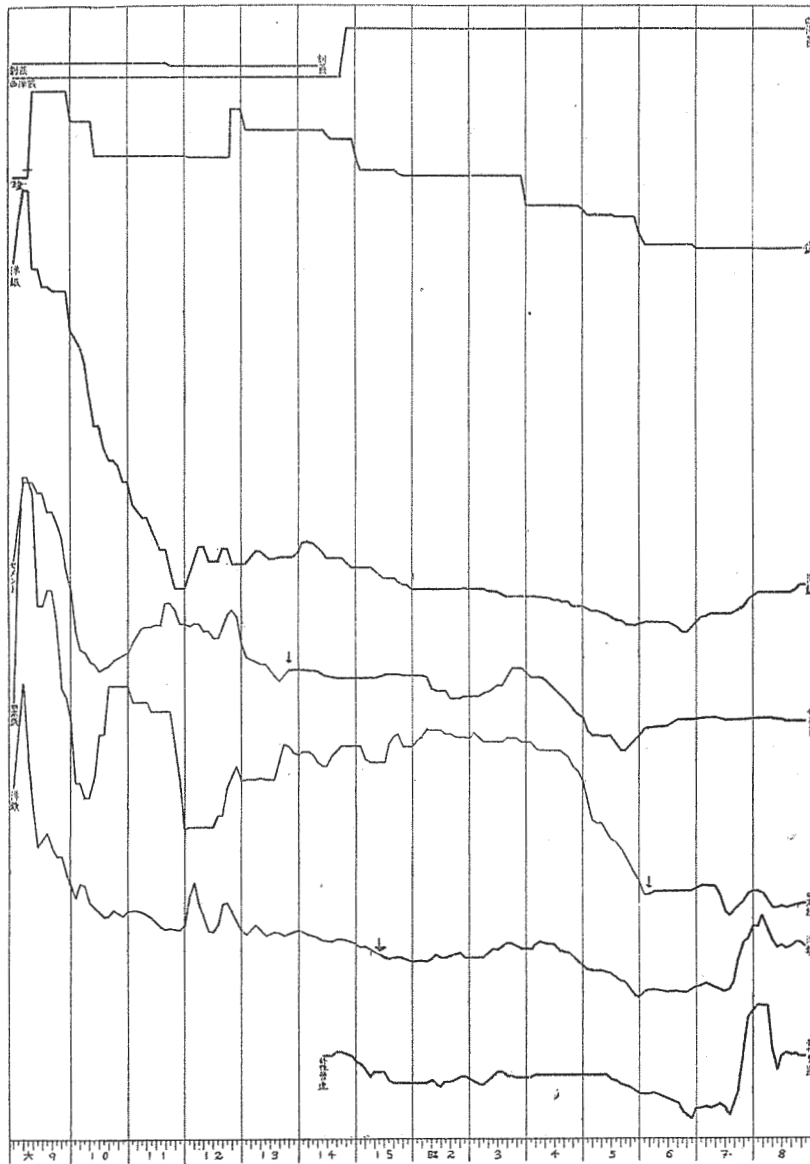
安定状態を保ち、

インフレーション

期に入つてから、却つて一時一二・五%(月平均二・〇%)の下落、一〇・七

% (月平均二・七%)の騰貴を見た。

第四圖 第一種カルテル商品價格變動



わが國の鐵鋼業は世界大戰時勃興工業の代表である。それだけ、戦後享けし惡影響も甚大であつたため、こゝでは、大正十五年六月條鋼分野協定會の結成以後、

カルテルの數的增加

も質的向上も顯著で

ある。カルテル結成

前後の價格變動次の

如し。

カルテル結成前

(大正十二年二月乃

至十五年六月)

一 四・三%

(月平均二・一%)

價格安定期(但しカ

ルテル結成後)

一 二・〇%

(月平均〇・五六%)

デフレーション期

一 八・五%

(月平均〇・八五%)

一 五・〇%

(月平均二・四%)

一 二・四%

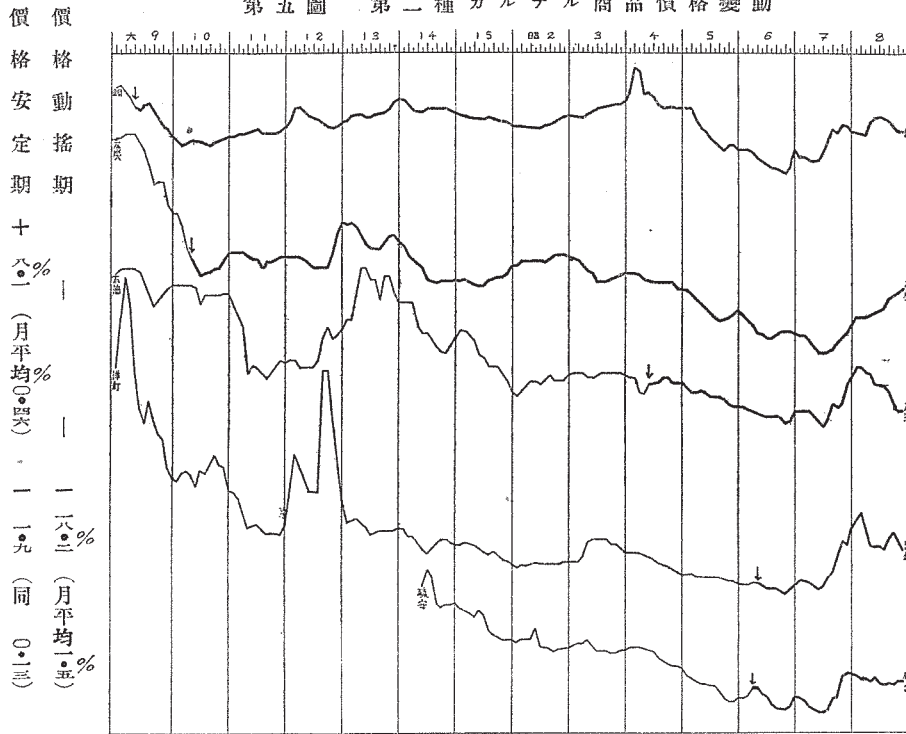
(月平均四・八)

インフレーション期 一 二・一% (月平均八・〇) 一 二・四% (月平均四・八)

苛性曹達は曹達灰、晒粉の統制を通じて間接に統制せらる。カルテル機關は晒

粉聯合會(1)と曹達晒粉同業會であるが、日本銀行未調査時代(大正十四年五月以前)を論外とすれば、最近のインフレーション期に入るまでは、略々安定の状態を保持してゐた。

第五圖 第二種カルテル商品價格變動



デフレーション期 一・二・三 (同) 一・〇 (同)
インフレーション期 十・二・〇 (同) 七・九 (同) 一・三・三 (同) 六・〇 (同)

(1) 晒粉聯合會は昭和七年にシンディケート化し、晒粉販賣株式會社となつた。

第一種カルテル商品の價格は比較的に安定してゐるから、價格變動上の波動が少い。洋紙が價格動搖期に四小波動を示したのがむしろ異例であつて、價格安定期以降約七年間を通じて、五商品すべてが一波動、せいゝ二波動にすぎない。これに對蹠的なのが第三種カルテル商品である。價格安定期に於いても五波動(小麦粉)乃至四波動(砂糖及び綿絲、但し綿絲はこの期の後半期のみカルテル結成)を示す。價格動搖期にはモスリン七波動、生絲は三波動(但しこの期の前三分の一のみカルテル結成)を示してゐる。

第三種カルテル商品

小麥粉	砂糖	綿絲	麻	モスリン	生絲	第二種カルテル商品	銅	石炭	石油	洋釘
價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期	價格混亂期
價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期	價格動搖期
價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期	價格安定期
デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期	デフレーション期
インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期	インフレーション期
一波動	一波動	一波動	一波動	一波動	一波動	一波動	一波動	一波動	一波動	一波動
二波動	二波動	二波動	二波動	二波動	二波動	二波動	二波動	二波動	二波動	二波動
三波動	三波動	三波動	三波動	三波動	三波動	三波動	三波動	三波動	三波動	三波動
四波動	四波動	四波動	四波動	四波動	四波動	四波動	四波動	四波動	四波動	四波動
五波動	五波動	五波動	五波動	五波動	五波動	五波動	五波動	五波動	五波動	五波動
六波動	六波動	六波動	六波動	六波動	六波動	六波動	六波動	六波動	六波動	六波動
七波動	七波動	七波動	七波動	七波動	七波動	七波動	七波動	七波動	七波動	七波動
八波動	八波動	八波動	八波動	八波動	八波動	八波動	八波動	八波動	八波動	八波動
九波動	九波動	九波動	九波動	九波動	九波動	九波動	九波動	九波動	九波動	九波動
十波動	十波動	十波動	十波動	十波動	十波動	十波動	十波動	十波動	十波動	十波動
十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動	十一波動
十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動	十二波動
十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動	十三波動
十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動	十四波動
十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動	十五波動
十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動	十六波動
十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動	十七波動
十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動	十八波動
十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動	十九波動
二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動	二十波動

硫 安

一波動(但後半期に於て)二波動

なほ、波動回数が多いのみではない、第三種カルテル商品は、波動の幅に於いても大きい。價格動搖期には騰貴率七二・六%(月平均一〇・四%)——綿絲を最大として、四六・三%(月平均七・七%)——モスリン、四四・九%(月平均一五・〇%)——麻、四一・三%(月平均八・三%)——生絲、二五・五%(月平均二・八%)——生絲等であり、下落率は四〇・二%(月平均一〇・一%)——綿絲、三三・一%(月平均六・六%)——綿絲、三二・一%(月平均八・〇%)——モスリン、二七・六%(月平均二・〇%)——モスリン、二六・五%(月平均六・六%)——モスリン、二四・二%(月平均四・八%)——モスリン等を最大とする。價格安定期の最大率は騰貴三二・四%(月平均四・五%)——モスリン一八・三%(月平均三・七%)——綿絲等、下落は一九・七%(月平均一・八%)——砂糖、一六・六%(月平均一・八%)——砂糖等である。デフレーション期の下落率の大なるは當然であるが、動搖幅左の如し。

綿 絲	十・〇(月平均三・五)%	一五・四(月平均七・七)%	一三・七(月平均五・五)%	其他
生 絲	十・七(月平均八・二)	一五・八(月平均四・四)	一三・四(月平均五・三)	其他
砂 糖	—	—	一九・七(月平均一・八)	其他
小 麥 粉	—	—	一〇・三(月平均三・三)	其他
モスリン	十三・四(月平均四・五)	一五・八(月平均二・六)		

インフレーション期はデフレーション期の逆時期である。目下進行中であるが、昭和八年末までには次の如し。

綿 絲	十・五(月平均二・二)	十八・三(月平均四・二)	一三・〇(月平均六・五)	
生 絲	十二・八(月平均三・九)	一四・二(月平均八・二)	一三・五(月平均七・六)	一三・六(月平均四・六)
砂 糖	十三・七(月平均五・二)			

小 麥 粉 十三・八(月平均六・四) 十・八(月平均六・五)

以上によつて、吾々は第一種カルテル商品と第三種カルテル商品に於ける價格變動の相異を知る。なほ、第三種カルテル商品のカルテル形態は、第一種カルテル商品のそれが多くシンディケートであつたに反し、大半は生産制限協定であつた。但しデフレーション期前後よりシンディケート組織が、精糖業及び製粉業の一部に現はれ、製糖業ではトラスティ化と共同販賣形態が各々その一半を占む。

第二種カルテル商品は右兩者の中間存在である。波動回数に於いて、また波動幅に就いて然り。波動回数は、價格動搖期に五回(石炭、銅)、インフレーション期には殆んどすべてが二波動である。波動幅は價格混亂期に銅が下落三〇・六%(月平均四・四%)を示した外、價格動搖期には銅が騰貴一七・八%(月平均一・八%)、二四・三%(月平均四・九%)及び二五・八%(月平均一二・九%)、下落一六・一%(月平均二・三%)、石炭は騰貴一五・六%(月平均五・一%)、下落一五・八%(月平均〇・八%)其他。價格安定期には銅が騰貴五四・六%(月平均二・七%)を示して、價格安定とはなし難いが、この外では石炭の騰貴一七・七%(月平均〇・七%)、下落九・二%(月平均一・三%)が、價格變動の主なるものである。デフレーション期には銅が六一・四%(月平均二・〇%)、石炭は一四・〇%(月平均一・三%)と一一・七%(月平均二・〇%)、石油は一八・五%(月平均〇・七%)、洋釘は一二・六%(月平均二・一%)、硫安は二九・九%(月平均五・〇%)の下落を示し、このところ、第三種カルテル商品と異なることなし。インフレーション期には騰貴四四・二%(月平均七・四%)、一七・七%(月平均五・九%)、下落二三・七%(月平均六・九%)、一二・四%(月平均三・一%)——銅、騰貴三一・〇%(月平均四・五%)——石油、騰貴九八・七%(月平均一一・〇%)——洋釘、騰貴二四・一%(月平均一二・〇%)、八二・四%(月平均一六・五%)、下落二三・九%(月平均四・八%)——硫安の

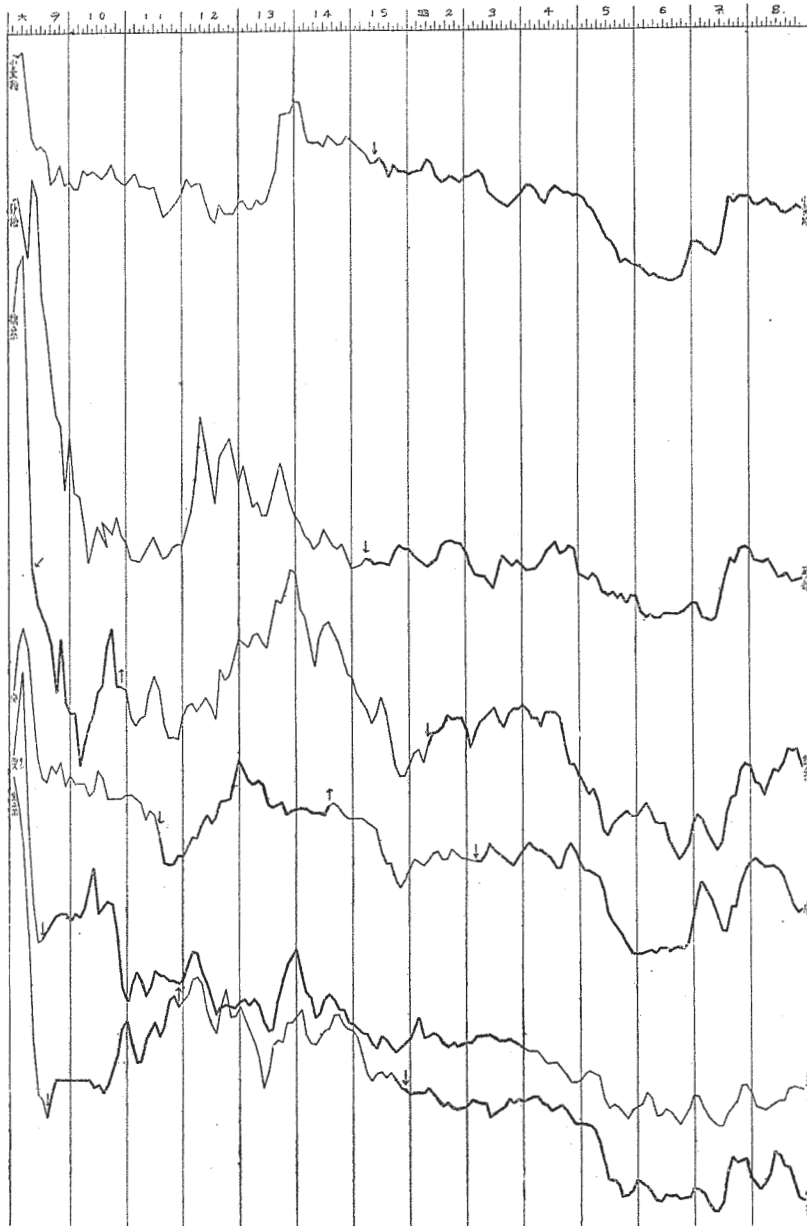
大動搖を見出す。これらは専ら軍需景氣の影響に非ずんば、硫安輸出入許可制度の實施（昭和六年十二月八日）乃至撤廢（昭和七年十二月六日）が企業側に有利に決行されたことに基く。

なほ、第二種カルテル商品のカルテル形態は、すべて生産制限協定である。

七

第五、六節に於いて、吾々はわが國のカルテル價格變動を大觀した。この機會に、第三節にて明らかにせし、カルテル價格に關するヴァーゲンフューア及びムース兩氏の所説を、再び吟味せねばならぬ。諸企業が利潤追求に専念するに當り最も好むことは、持續的な利潤造出である。企業基

第六圖 第三種カルテル商品價格變動



礎の安定性は右のための前提條件たるべく、産業合理化の強行も一圖にこゝを目指してゐる。しかし造出されたる利潤の實現を最後の規定するは、言ふまでもなく、市場

價格であるから、結局市場價格の安定化は、持續的な利潤追求目的よりすれば最も直接的なエレメントであると言はねばならぬ。カルテルの結成が、どの程度まで、市場價格の安定化に貢獻し得るか。わが

國での實績は、吾々が既に明らかにした。そして吾々は、わが國の自由價格の變動が騰落幅に於いて、カルテル價格の略々一倍半乃至二倍に相當せること、波動

回数が比較的に多いことを知る。こゝに、カルテルによる價格の比較的安定化が、それだけ、景氣の回復を遅延せしめるや否やの問題が生ずる。不況期が基礎薄弱なる企業を淘汰し、来るべき好況期のための前提條件を形成するが、この清掃機能は價格の安定化によつて妨げらるゝと説く論者は、ともすると、カルテルによる景氣回復遅延説を肯定し勝ちである。(1) しかしこの種論者は價格安定化を、延いてはカルテル價格の安定化を、誇大視してゐるのではあるまいか。景氣變動の導因は、諸企業のカルテル的努力がその生起を阻止すべく餘りに強力にすぎゐる。吾々はこのことをカルテルの展開事情に就いて、將又既に經過したる價格變動に就いて、確め得ると信ずるのである。

(1) Cf. K. Wiedenfeld, *Gewerbepolitik*, 1928, S. 146; K. Muls,

Kartelle und Konjunkturbewegung, 1933, S. 88 ff.

ヴァーゲンフューアは、カルテル價格變動は自由價格變動に少しく遅れて現はると概説したが(2)、吾々はこの事實をわが國價格變動上、大戰直後の恐慌時、關東大震災當時並びに金輸出解禁豫告當時に就いて、確むるを得た。されど、ヴァーゲンフューアの所説に賛する以前に、ヴァーゲンフューアが景氣變動を機械的な景氣循環と解するきらひなきやと、吾々は疑念を懷く。好況期といひ、不況期といひ、將又恐慌といふ、これらの諸時期に景氣變動を區劃するとき、吾々は用語の同一性のために、景氣變動上の諸時期の異質性を看却する弊なきや、大戰時のわが國の好況期と近來の局部的好況期を對比するとき、この間の事情は自ら明らかになるであらう。ヴァーゲンフューアの第二原則(カルテル價格は大抵の場合この時期——景氣の持續期——に至つて、始めて、一氣に騰貴し又は下落し始む)並びに第三原則(恐慌時に於いて始めて、自由價格とカルテル價格の動きの大きさは、著しく互に近接する)(3)は、少くとも、過去のわが國の價格變動には妥當しなかつた。

(2) 本學報 前號 一四頁參照

(3) 本學報 前號 一五頁參照

ムースがカルテル價格の研究に際し、享樂財、完製財部門のカルテル價格と基礎財、半製財乃至生産手段部門のカルテル價格を區別して、前者の安定化傾向は殆んど問題とするに足らず、後者のそれは證明済として妥當し得と結論せしことは、吾々がこの小篇の第三節で紹介した。(4) ムースが享樂財と生産財に於けるカルテル價格の差異に着眼したのは正しい。但しこの價格安定化上の差異は何に起因するか。その大半は、享樂財工業と生産財工業の質的差異より來るのではあるまいか。この點へは、ムースは關説しなかつた。更にまた、ムースは享樂財カルテルと生産財カルテルとの價格安定化上の差異を問題にした反面、カルテル價格一般の變動を無視したことは、不可と言はざるを得ない。こゝに於いて、吾々は左の如く追言し得るであらう。企業結合の必然性は、大規模經營の必要と投下資本のうち機械等の不變資本部分の過大より生ずる利潤率遞減とより、生産財部門に於いて夙に且つ程度を大きくしてゐる。だから、生産財カルテルのみが存在するとき、或は享樂財カルテルの存在が重要ならざるとき、カルテル價格一般の安定化は比較的に大きい。しかし後者カルテルの漸増は、カルテル價格一般の變動をして安定化傾向より次第に遠ざかしめるのである。但しこの際の反作用として、低度カルテルより高度カルテルへのカルテル形態の展開を、吾々は考慮に入れるべきであらう。(丁)

(4) 本學報 前號 一五頁參照

身元保證法に就て (二)

教授 西村 信 雄

第二節 身元保證契約の法律的性質

第二

一 本法施行前 (承前)

上述に於て、身元保證契約を二又は三の類型に分類する學說の大様を觀たのであるが、かかる類型的區別を立てる學者の間に於ても、個々の契約が孰れの類型に屬するものと解すべきかに關しては、また見解が岐れて居る。

その一は問題を個々の契約の具體的解釋のみに依つて決せんとする見解である(註一)。此の見解は當事者の意思の不明なる場合乃至疑はしき場合に對する備へを全然立てないものであるから、論理的には、斯かる場合の發生の絶無を前提とするものと云はねばならぬ。

他の見解は、原則的類型とも云ふべき一の類型を確立し、是を以て當事者の意思の疑はしき場合に於ける意思推測の基準たらしめんとする。然らば孰れの類型を以て原則的類型を爲すのであるか。この點に關し學者の見解は更に次の如く分れる。

(一)所謂「擔保契約」たる性質を有するものを以て原則的類型とする見解(註二)。
二類型説を採る學者は又多く此の見解に従ふ。此の見解の理由とするところは、例へば「現今普通ニ行ハル身元引受ハ雇人ノ爲メニ毛頭迷惑ヲ掛ケザル旨ノ趣旨ナルコト多數ナルガ故ニ普通ノ場合ニハ寧ロ後者(即ち擔保契約)ノ性質ヲ有スルモノト解スルヲ正當トスベシ」と云ふが如く(註三)、簡單で且素朴である。

斯かる契約文言が古くからの因襲的文言を踏襲せるものに過ぎざること、換言すれば、契約内容に於て前代の「人請」とは大なる變化を見たるに拘らず其形式に於ては依然舊態が墨守せられつゝあること、従つて右の如き契約文言が今日に於ては殆ど當事者の眞意を反映せざる例文となり了つて居ることを顧るならば、右の見解の結論はともかく、其の理由づけは方法的な過誤を犯すものと謂はねばならない。

(二)通常の保證契約(但し將來債務の保證に根抵當)たる性質を有するものを以て原則的類型とする見解。此の見解は勝本博士に依つて代表される(註四)。

同じく此の見解に屬しながら、而かも原則的類型を單に身元本人の不正行爲に基く損害賠償義務のみを保證する契約に於て見出さむとするかに見える修正的意見の存することは看過され得ない(註五)。

(三)通常の保證契約たる性質と・所謂「擔保契約」たる性質と・を併有する混合形態を以て原則的類型とする見解(註六)。

(註一) 末弘博士民法講話下卷一六四頁以下・末川博士民法大意初版三一〇頁・同増訂版二七〇頁。孫田博士労働法論六〇七—八頁は單に二つの類型を分つに止まり此の問題には觸れて居られない。尙、吉川大二郎氏は本法施行後の今日に於て此の問題を如何に取扱ふべきかを論じて「尤も從來とても實際問題としては(中略)當事者の意思不明なる場合の生ずることとは殆んど稀であり、従て右の爭(孰れを以て原則的類型とするか、の爭)は主として理論上の爭に過ぎず其の實益の大なるものあるを認め得なかつたが、」本法施行後は「更に一層其の實際的價値を減殺されるに至つたものと見るべきである。」とし、原則的類型を定められない(前掲著書三〇—三一頁)。

(註二) 鳩山博士前掲五三三頁・末弘博士債權各論六六五頁・同氏債權總論(法學全集九卷二九頁)・齋藤博士前掲論文法曹公論三一卷一—一號二三頁・吉川大二郎氏前掲論文法曹會雜誌九卷二號二二頁・渡邊辰吉氏「保證人の責任に就て」法曹會雜誌一一卷八號二二頁等。

尚以上所引の各學説は二類型説を採るものなるが故に、その所謂「擔保契約たる性質を有する身元保證」は身柄引取義務の如き行為義務をも効力内容とするものであることを注意せねばならぬ。

(註三)

鳩山博士の語（前註所引箇處）。同題旨、末弘博士・齋藤博士・吉川大二郎氏・各前註所引箇處。

(註四)

勝本博士前掲論文法律時報三卷五號二頁・岡氏債權法總論概説二四四頁。斯く解せらるゝ理由に付ては、自ら之を要約して『身元保證契約が、附合的、強制的、情實的色彩を有することに鑑み、保證人の責任をなるべく輕減すべき理由に因り、右の物的身元保證を以て原則的定型なりと解した。』と説かれて居る（『身元保證に關する法律に就いて』法律時報五卷八號二五頁下段）。

三澤博士前掲四〇一頁は、類型的區別を爲されなくても、將來債務の保證を以て通常行はるものとせらるるが故に、是亦茲に屬する見解と言へやう。

(註五)

戒能通孝氏前掲論文法律時報三卷五號五頁下段。井上勝馬氏前掲論文大阪銀行通信錄三四七號三九頁も明瞭ではないがほぼ同旨と見られる。尙銀行判例九卷六號論說『身元保證法論』が本法第一條に所謂「被用者ノ行為」を「不正背信の行為に限るもの」と解せむとして居るのは（同誌四一五頁）同條の解釋としては明白に不當であるが、若し論者の眞意が、身元保證人なるものは原則として身元本人の不正背信の行為に付てのみ責に任ずる者である、と云ふ事を謂はむとするに在るならば、右に掲ぐる所説と共に寧ろ注目すべき見解である。

(註六)

末川博士前掲判批（民法研究第一卷一二七頁）。尙、磯谷幸次郎氏（前掲四八四—四八六頁）の意見は見様によれば此の見解に屬する。

かやうに、學説に於ては「法律的性質論」が身元保證に關する重要な課題の一を成し之に就て多くの論議が展開されて居るにひきかへ、判例は此の問題にさまで多くの關心を有たないやうに見受けられる。是れ蓋し、上述の意味に於ける性質論が具體的事案の解決に大なる實益を供さないことに由るものと考へられる。

即ち、第一には、裁判の組上に上る具體的事案の殆んど凡ては身元本人の横領擄帶其他の不正行為に因る損害の賠償を請求するものであり、かゝる事案に於ては身元保證契約が其の法律的性質上「保證契約」に屬するか若くは又「擔保契約」に屬するかと云ふことは身元保證人の賠償責任の有無に影響を及さない。第二には、身元保證契約の法律的性質をば一般的に論定するも、そのみに依つて直ちに具體的事案に於ける身元保證人の責任の有無を定め得ず、之を定むるに付ては更に當該の契約の具體的な内容が論定されねばならない。例へば身元保證契約が「保證契約」の範疇に屬すると論定しても、個々の身元保證契約は、或は身元本人の不正行為に因る損害に關してのみ保證責任を負ふ趣旨なることあるべく、或は身元本人の輕過失に因る損害に付いても責任を負ふ趣旨なることあるべく、或は更に廣く損害賠償債務以外の債務に付いても責任を負擔する趣旨なることあり得るのであるから、一體如何なる主債務に付き保證債務を負擔するのであるかを明かにしなければ具體的事案への結論を導き出すことは不可能である。かくて必然に判例は、一般的性質論をば比較的輕く取扱ひ、より大なる努力を契約の具體的内容の解釋に向けて居るのである。

今判例に現れた「法律的性質論」を通觀するに、大體に於ては、身元保證を以て民法上の保證契約たる性質を有するものと爲すに傾くやうであるが、若干の異例も見出される。左に之を分類する。

A 意思解釋に依りて定むべき問題なりとするもの

(1) 大判・明治三九・一一・一五・民錄二二輯一四六二頁。曰く、『所謂身元引受契約ニ付テハ法令ニ於テ特別ノ効力ヲ付與シ若クハ一定ノ範圍ヲ指定シタル規定アラサルヲ以テ一ニ表意者ノ意思解釋ニ因リテ之ヲ定メサルヲ得ス乃チ其効力範圍或ハ全然保證契約ト異ナラサルコトアルヘク或ハ之ニ比シテ其効力範圍ニ盈縮アルコト有ルヘク要スルニ是事實上ノ問題ニシテ法律上ノ問題ニ非ス』

(2) 大判・昭和・二・七・四・民集六卷四三六頁。曰く、『使用人ノ身元保證契約ニ付テハ法令ニ其ノ規定ナキヲ以テ其ノ効力ハ一ニ當事者ノ意思表示ニ依リテ定ムヘキモノニシテ原審ノ確定シタル事實ニ依レハ本件身元保證契約ハ訴外林嘉藏カ上告銀行ノ使用人トシテ契約ノ不履行又ハ職務ニ關シ故意又ハ過失ニ依リ上告銀行ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ保證人トシテ上告人先代ニ於テ辨濟ノ責ニ任スヘキコトヲ其ノ内容ト爲シタルモノトス』

B 民法上の保證契約なりとするもの(註)

(1) 大判・大正四・一〇・二八・刑錄二一輯一六六七頁。曰く『身元保證人ハ債務モ亦保證債務ノ一種ナルヲ以テ其効力如何ハ保證ニ關スル通則ニ遵據スヘク』云々

(2) 大判・昭和四・三・二三・法律評論一八卷民法七三二頁。曰く、『既ニ店員トシテ雇ハレ中ノ者ノ爲ニ店主ニ對シ身元保證ヲ約スル場合ニ於テモ或ハ當該契約締結以後右店員カ店主ニ對シテ負擔スヘキ債務ノミニ付保證債務ヲ負擔スル趣旨ナルコトアルヘク或ハ當該契約締結ニ至ル迄ノ間ニ既ニ店主ニ對シテ負擔シ居レル債務ト如上將來生スヘキ債務トヲ併セテ之ニ付キ保證債務ヲ負擔スルコトアルヘクシテ常ニ如上將來ノ債務ニ限リテ之ヲ保證スル趣旨ナリト解スルノ外ナシト云フ法理モ亦實驗則モ俱ニ在ルコト無シ』

(3) 東京地・明治三七・五・二八・法律新聞二一五號二二頁。曰く、『凡ソ身元保證ハ民法上ノ保證ノ一ナルヲ論ナシト雖モ』云々(但し此判決は其議論の中で身元保證人の責任を説明して『其被用者ノ行爲ヨリ生シタル損害ヲ賠償シ若クハ其身體ヲ引取ルニアルヲ論ヲ俟タサレトモ』云々と述べて居り、前後撞着の感がある。)

(4) 福岡地・明治四一年(ワ)第一六八號・法律新聞五七九號一五頁。曰く、『身元保證ニ付テハ法文上特ニ規定シタル所ナシト雖モ其性質上ヨリ見ルトキハ民法

上ノ保證債務ハ一ナルコト明カナリ』

(註)

本文所引の外、大判・昭和六・六・二六・(法律新聞三三一六號一七頁)及び東京地・大正五・五・一三・(法律新聞一一三八號二二頁)は共に連帶保證人は分別の利益を有せずと云ふ民法上の保證債務に關する法則が身元保證にも當然に適用あるものとして居り、又、大判・昭和七・二・一六・法律新聞三三九八號一頁は、民法第四五七條第一項の規定が身元保證にも當然適用あるものとし、身元本人の爲したる債務の承認は身元保證人に對しても時効中斷の效力を生ずると判示して居る。是に依つて觀れば、是等の判決も亦、明言こそせざれ、身元保證を以て民法上の保證契約なりとする見解に立脚するものと言へやう。

C 「擔保契約」なりとするもの(註)

(1) 大判・昭和四・四・一三・法律評論一八卷民法九八五頁。曰く『(A)ハ(中略)訴外(D)ヲ雇入レ其ノ際上告人(B)及(C)ノ兩者ハ被上告人(A)ニ對シ(D)カ同入方ニ被雇中人、蒙ラシムルコトアルベキ損害ヲ補償スル旨ノ擔保契約所謂身元保證契約ヲ爲シタリ』

(2) 朝鮮高等法院聯合部・昭和四・六・四(前掲)。曰く、『雇傭契約ニ附隨シテ締結セラレル身元保證契約ナルモノハ被用者カ將來其ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ使用者ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ其ノ損害ヲ第三者ニ於テ賠償スヘキ旨ノ損害擔保契約ニシテ』云々。

(註)

此の二判決が、身元保證を以て「保證契約」と區別せらるる意味における「擔保契約」なることを特に強調し又は意識せるや否や疑問である。殊に(2)の判決に於ては「被用者カ將來其ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ」と云ふ限定詞を用ひて居るだけ此の疑問は一層深くなる。此の二判決を茲に屬するものとして挙げたのは、單に「擔保契約」著くは「損害擔保契約」なる言葉を用ひて居るからに過ぎない。

D 「擔保契約」たる性質と「行爲義務を内容とする契約」たる性質とを併有す

る契約と爲すもの

東京控・大正四・七・八・法律新聞一〇四三號二六頁。曰く、「他人ノ爲メニ身元引受ヲ爲シタル者ハ本人ノ職務懈怠又ハ不正行爲ニ因リ雇主ニ損害ヲ被ラシメタル場合ニ之カ賠償ヲ爲スハ勿論疾病等ニ因リ本人カ職務ヲ執ルニ堪ヘサル如キ場合モ之ヲ引取り若シ其ノ爲メ雇主ニシテ費用ヲ支出シタルトキハ之ヲ辨償スルコトモ其責任ニシテ本件身元引受契約書ト認ムヘキ甲第一號證ノ第三條ニヨルモ本人ノ身上ニ關スル一切ノ擔保及ヒ賠償ノ責任シ云々トアリテ身元引受人タル被控訴人(中略)等ハ(身元本人)カ右ノ如ク疾病ニ罹リ業務ヲ執ルニ堪ヘサル場合同人ヲ引取り控訴人(雇主)ニ損害ヲ齎サシメサル責任アルモノト云ハサルヘカラス」(註一)(註二)

(註一) 本件事案の概要は、明治卅六年Aがペルー國に移民を送る際移民の監督兼醫員として四年の期間を以て訴外Bを雇入れ其の際C及びDはBの爲に身元引受を約した。然るにBは渡航後雇傭期間の半途に於て病氣に罹り長く病床に臥し業務を執るに堪ヘず遂に自費で歸國するの已なきに立到つたが、其療養費及び歸國費に差支へたのでAはBの爲めに右に必要な金額合計七百圓餘を支出し、かくて、本訴に於てAは身元引受人たるC・Dに對し右の費用の償還を請求したのであつた。而して判決は、本文に引用せる理由に基き、此の費用の償還義務を認めたのである。身元保證に關する訴訟事案としてはかゝる事例は、戒能氏も云はるゝ如く(法律時報三卷五號五頁下段)、稀有に屬する。

(註二) 本判決の如く身元保證が一般に「行爲義務」をも内容とすることを前提としたるに非ずして、當該の契約の條項に基き行爲義務の一態容たる「逃走本人尋出の義務」のみを以て身元保證人の責任と爲し、本人の金員拂帶に依る損害に付ては責任なしとせる、極めて異常な事例がある。東京控・明治三三(月日不詳)・法律新聞三號六頁が是である。即ち曰く、「本件身元引受契約書第五項ニハ「本人持逃等致候節ハ搜索方ハ雇主ニ不拘總テ引受人ニ於テ取計萬事引受御迷惑且御損毛相掛中間數候事」トアル

ニ過キサレハ其趣旨トスル所ハ(本人)カ持逃ヲ爲シタル場合ニハ(身元引受人)ニ於テ其搜索方ヲ擔當シ雇主ニ對シ迷惑ヲモ損毛ヲ加ヘスト云フニ止リ而シテ其所謂損毛トハ搜索ニ付テ生スヘキ損害ヲ指示シタルモノナルコト誠ニ明白ナリ。加之同第四項ニハ「本人萬一不慮ノ心ヲ生シ御損毛等相生シ候テハ不相成候故、篤ト其人物御見定メノ上ナラテハ大切ノ御品御預ケ被成間數候事」トアルニ依リ金圓其他貴重品ノ取扱ニ關シテハ雇主カ(本人)ニ對スル信用ニ一任シタルコト明白ニシテ從ツテ(身元引受人)カ其金圓取扱ノ結果ニ付責任ヲ約シタルニアラサルコトヲ推知スルニ足ル」(私はこの判決を收録せる法律新聞三號を參看するを得なかつたので戒能通孝氏・前掲・法律時報三卷五號五頁及び判決總攬民法二四三頁の引用に依つた。)

二 本法の規定

本法は身元保證契約の法律的性質を如何に解して居るか。本法中には、此の契約の概念乃至其法律的性質を直接的に規定せる文言は存在しない。本法第一條には『引受、保證其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハス……被用者ノ行爲ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保證契約ハ』と記されて居り、此の言葉は本法が身元保證契約の概念を如何に解してゐるかにつき有力な暗示を與へるものと考へられるけれども本條の規定の形式から觀れば右の文言は、既に諸學者に依つて指摘されて居る如く(註)、身元保證契約なるものゝ概念を定めたものではなくして、從來汎く身元保證契約と觀念せられて居るものゝ中本法第一條の(而して間接的には本法全文の)適用を受くべき範圍を限定せるに過ぎない、と解せざるを得ない。従つて、身元保證契約の法律的性質を闡明し乃至其の概念を規定することは、從來と同じく學問的仕事に委ねられて居る譯である。

(註) 吉川大二郎氏前掲著書九頁・勝本博士前掲論文法律時報五卷八號二四頁・八木龍一氏「身元保證に關する法律」の適用範圍」法律新聞三五七八號三頁・等參照。

從來に於ける、身元保證契約の法律的性質に關する問題提出の仕方は、殆んど専ら、此の契約が他の既知の契約範疇の孰れかに屬するや否や、若し屬するとすればその孰れに屬するや、に存した。かくして多くの學說に於て試みられた性質論は、既に見た如く、右の問題に答へて身元保證契約には異別の契約範疇に屬する二又は三の類型あることを指摘するに止まつて居る。あらゆる身元保證に共通なる特質を抽象し、此の契約の凡ての場合を包攝し得る概念を規定する仕事には未だ多くの努力が試みられて居ない。現在、漠然たる常識に於て身元保證契約と觀念せられて居るものは、その責任の内容より觀るも、又その「保證」の對象と云ふ點より觀るも、かなり多岐に分れて居る。此の事情こそ、身元保證とは一體何であるかと云ふ最も端初的な問題への解答をば、却つて最も困難ならしめて居るものと考へられる。私自身としても、身元保證一般の概念を規定し得る巧妙なる言葉は未だ見出し得てゐない。茲には唯、身元保證の對象及び責任内容の点より觀たる身元保證の普遍的特質に關し、一應の卑見を述べるに止めたい。

身元保證は我國特有の沿革に基づく制度と云はれて居る(註一)。我國特有であるか否かの考證はしばらく措き、今日の身元保證制度が徳川時代の「人請」制度に由來することは疑ひ得ないであらう。かゝる沿革に基づく制度である以上、今日の身元保證は、その制度的なる要素に於て、かの「人請」を傳承するものではあるまいか。「人請」即ち奉公人の請人の制度と、借金(金請)・追奪擔保の請人・書入の請人・質置の請人・地借店借の請人(地請店請)等(註二)のそれとが區別せらるゝ主要の點は「人請」が奉公契約の擔保制度たることに存する。而して私は、正にこの事が今日の身元保證の概念を規定するに付ても重要な手がかりを與へるのではないかと考へる。即ち私は、身元保證契約をばかゝるものとして特徴づける特質の一は、身元保證の對象たる法律關係に存するものと考へたいのである。學者或は、例へば官公署から工事の請負を爲した請負人のための保證人・米

穀取引所の取引員のための保證人・營利法人の取締役の其法人に對して負擔することあるべき賠償義務の保證人・水利組合產業組合養殖組合等法人格を有する組合の理事のための同様の保證人・學校に入學せる學生のための保證人・病院に入院せる病者感化院に入院せる不良少年のための保證人・賃借人の爲めの保證人・等をも身元保證人の概念に屬せしめむとする(註三)。卑見に依れば、かゝる保證人に付ては本法の適用なきこと勿論、そもそもかゝる者を身元保證人に加へること自體に大なる疑問を有つ。右に掲げた諸例の場合に「身元保證」なる語が實際に用ひられて居ることは想像し得るけれども、かゝる通俗の用語に拘泥する必要なことは云ふまでもあるまい。身元保證の對象たる法律關係の範圍を右の如く擴大することは、身元保證の概念を曖昧ならしめ、其の特質の把握を殆んど不可能ならしめる。身元保證がかの「人請」の殘存的制度であるかぎり、その對象たる法律關係の範圍はより、狭く規定せらるべきである。而してその法律關係の範圍は、「使用者對被用者の關係」に限定すべきではなからうか、換言すれば、身元保證契約は契約當事者の一方が「使用者」たり身元本人が其の「被用者」たる場合に於てのみ存立するものと解すべきではなからうかと私は考へる。(註四)(註五)此の點尙他日の考究に待つこととしたい。

(註一) 勝本博士前掲論文法律時報五卷八號二三頁參照。

(註二) 是等の各請人に付ては、中田博士前掲論文國家學會雜誌三九卷四號一四頁以下參照。

(註三) 入木龍一氏前掲論文・吉川大二郎氏前掲著書一六頁・等參照。

(註四) 茲に所謂「使用者對被用者關係」は多くの場合民法上の雇傭契約關係である。然し兩者は必ずしも全部的に一致するものではない。民法第七一五條に所謂、使用者・被用者の概念とも必ずしも同一でないことは、寧ろ言を俟たぬ。吉川大二郎氏(前掲著書一頁以下)は本法に所謂使用者・被用者の概念に付て「被用者」とは他人に對し從屬的關係に於て有償に勞務を給付する者を、「使用者」とはかゝる被用者を使用する者を

(註五)

指稱する」と述べて居られるが、恐らく最も適切な見解であらう。

所謂、代理店契約の保證に關しても、之に付き本法の適用あるや否やが問題とされて居るけれども(吉川大二郎氏・八木龍一氏・各前掲箇處)私はかゝる保證が身元保證なりや否やを先づ問題とすべきであると考へる。

判例では、例へば札幌控・昭和六・八・一七・法律評論二一卷民法七一頁は保險會社が其の代理店主の連帶保證人に對し代理店契約上の義務たる徵收保險料支拂義務の履行を求むる事案に於て、かゝる連帶保證が身元保證なりや否やに付き何等言及せざるに反し、東京地・昭和五・七・二二・法律評論一九卷民法一〇五四頁は、同様の事案に於て、『本件保證ハ火災保險ノ代理店契約ニ附隨スル連帶保證契約ニシテ保險會社ノ代理店ナルモノハ會社ノ被用者ニ非スト雖モ會社ニ對シテハ殆ト被用者ニ類似ハ地位ニ立ツモノナレハ其ノ保證契約モ亦所謂身元保證契約ニ類スルモノト謂ハサルヘカラス』と明言してある。この見解は身元本人が被用者たることを以て身元保證の特質と爲さむとするものに外ならぬ。

次に、責任内容の點より觀て身元保證一般に通ずる特質とすべきものは何であるか。卑見に依れば、今日の身元保證責任の原則的類型は身元本人の不正行為に關する損害の賠償のみを内容とするものと解するのであるが、判例に現れた事案のみに付て觀るも幾つかの異例を見出し得る。例へば、逃走本人の尋出(註一)、疾病に罹れる本人の身柄引取(註二)、徒弟に支給したる食費の償還(註三)、等の義務を内容とする場合の如き是である。ひるがへて前代の制度を觀るに、法律史學の教ふる處に従へば『徳川時代の法令に見ゆる奉公契約の請人の義務は、(一)奉公人逃亡の場合に其前渡給金を弁償すること、(二)奉公人が取逃げ或は引負をなして逃亡した場合には法定の期間に彼を尋出して主人に引渡すこと、此二であるが、當時の奉公人請狀に據れば、請人は此外、(三)奉公人が長煩其他の事由で不時に暇を取つた場合には、前渡給金を弁償するか、代人を差出すことを約し、又(四)奉公人が切支丹宗門に非ること、(五)公儀御法度主家の作法に違反せざることを擔保し、(六)其他「惣而此者ニ付如何様之六ヶ敷出入等致出來候共我等引受急度

埒明貴殿江少モ御苦勞相懸ケ申間敷候旨を確保するのが通例である。此の如く奉公請人の引請事項は多樣ではあるが、人請契約の骨子は、奉公人が將來主人に對して何等迷惑を及ぼし難儀を懸くるが如き人物ではないと云ふことを、擔保することに存するのである。』(註四) 今日的身元保證制度は實にかゝる人請制度の遺物である。此處に我々は問題の鎖鑰を發見すべきではなからうか。本人の出所素性の確實なること・「外より構申者一切無御座」こと・御法度の宗門に非ること

等を請合ふ必要が夙に消滅せるは勿論、社會的・經濟的諸事情の變化は、かの請人の負擔せる多樣なる各種の義務を次第に不必要化し、脱落せしめつゝ、遂に今日の如く單なる損害賠償責任を原則的責任類型とするまでに單純化したのである。今日に於ても尙異例的には、上述の如き——かの請人の負擔せると同様な

——特殊の責任を負擔する場合が存することは、あだかも身元保證が人請の遺物的制度なることを證するものと言ひ得やう。之を要するに、今日の身元保證責任が場合々々に依つて多岐に分れて居る現象は、元來一個の統一的基本義務なる人請義務より流出する各種の義務が、個々のに分裂して殘存せるに由るものと見るべきではなからうか。此の見方にして若し誤なしとするならば、今日の身元保證と昔日の人請とは、其の諸義務の具體的發現態容に於ては著大の差異ありとは云へ、かゝる諸義務を流出派生せしむる基本的義務に於ては、共通するものを有つと言ひ得るであらう。かくして私は、今日の身元保證の一般的特質も、畢竟は、使用者が被用者の爲めに——一定の或は一切の——損害を被らざるべきことを確保する、と云ふ點に存するものと考へたい。蓋し、使用者の所爲に因つて現實に被りたる損害を賠償することは勿論、其他被用者が疾病に罹りたる場合に其身柄を引取ること・逃走せる被用者を尋出すること等の如きも、畢竟、使用者をして被用者の爲めに損害を被ることなからしむべき基本的義務の具體的發現態容に外ならぬと解し得るからである。

(註一) 東京控・明治三三判決(前掲)参照。

(註二)

東京控・大正四・七・八(前掲)参照。

(註三)

東京控・明治四三・二・一四・最近判例集六卷一三四頁の事案は、Bの子CがAに七ヶ年の年期を以て電氣鍍金業の見習に雇はれる際、AとBとの間に「Bに於て此の契約を解除せんと欲するときは三ヶ月以前に豫告を爲し且Aが支出せる費用全部の償却を爲すこと、又Cが無斷家出を爲し若くは損失を加へたるときはBに於て其責に任ずること、Cが誠實に業務に従事し右期間を経過したるときは其期間にAがCに支給したる食料其他の費用はBに對し償還を要求せざること」と云ふ趣旨の契約が締結されてあつたところ、右の年期満了前にCはA方から無斷家出を爲したので、AはBに對し、Cに支給せる食費の償還を請求したのであつたが判決は此の償還義務を認めてゐる。判決には右の契約を以て身元保證なりとせる形跡がないけれども、契約の内容から見て身元保證の性質を有するものと云ひ得やう。

(註四)

中田博士前掲論文國家學雜誌三九卷二五頁。

尙人請制度の一斑は次の如き奉公人請狀の實例(瀧川政次郎氏編「法制史料古文書類彙」五九九頁所收)に依つても察知し得る。

奉公人請狀之事

一、此美代と申者、生國より能存確成者に御座候に付、我等請人に相立、當子十月より來卯十月迄三ヶ年季、給金貳分に相定、貴殿江御奉公に差出し申候處實正也、只今給金不殘御渡被下確受取申候、但御仕着施之儀は夏木綿單物冬木綿布子可被下候御約連御座候、尤此者外より構申者一切無御座候、萬一此者取逃欠落等仕候はば其品々相辨ひ當人乎尋出し、其上貴殿御指圖次第取計ひ、少しも御苦勞相掛申間敷候事

一、御公儀御法度之儀は不及申、上上惣而御家風何にてもかたく爲相守可申候、若又此者長病相煩候歟、又は御意相叶不申候而、御暇被下候はゞ給金不殘差出し其上御暇可申請候事

一、宗旨之儀は代々淨土宗にて駒込淨泉寺旦那紛無御座候、若横合より御法度之宗門等申者御座候はば我等何事までも罷出、急度申譯可仕候、即寺請狀我等方へ取置申候間御入用の節早速差出し可申候、此外如何様の

六ツヶ敷儀出來仕候とも我等引請埒明、貴殿へ少しも御苦勞相掛申間敷候、若又此者御意相叶ひ來何ヶ年御召仕被下候共此証文を以我等請人に相違無御座候尙又我等住所替等仕候はゞ早速御届出可申候、爲後日請狀一札仍如件

元治元子年十月

湯島三組町	新助店
請人	重助
同町	藤次郎店
人主	重五郎

右の如き奉公人請狀の形式は明治初年に至るまで墨守せられたものと見えて明治三年刊行(大阪版)の「改正諸證文定則鑑」所載「年季奉公人請狀雛形」にも右の實例と略々同様の文言が記されてゐる。

——未完——

シムペエタアの動態經濟學

講師 赤羽 豊治 郎

四、

かく、景氣の動きは添加信用の放出と企業活動に依存するものとみられる。而して、添加信用が經濟發展に本質的契機をなすといふは『新しき結合』にその需要をみいだすためである。この新企業は舊企業から創設せられずそれに代りて更にそれらと並んで經營される性質をもつものとされる。併し、一企業の創設は資金の調達により遂行されるが、その事は直ちに景氣を刺激し所謂信用膨脹を惹起するとはいへない。元來景氣の動きはジューグラアの發見にみる如く、一の波動を描き好景氣と不景氣とは交互的繼起を保ちつゝ進行するものであるが、この關聯に一企業の創設が直ちに影響を與へ景氣を上昇せしむるとはいひ難い。『新企業が相互獨立に現はるとすれば顯著な規則的に回歸する好景氣不景氣の現象は現はれないであらう。何故ならばこの場合にはその現れが一般に連續的に觀察せられ、毎日幾何といふやうに現はれるから。而もそれによる經濟生活の循環中に起される變化は比較的小であり、發生した擾亂も單に局部的意味をもつにすぎず、國民經濟は容易にこれに打克ち得るであらう。故に、そこには著しい循環擾亂も從ひて成長の擾亂もない。』(a. a. O. S. 335) だから、かれはこの間隙を充すために『企業者の集團の出現』なる概念を以てするのである。この概念は經濟發展が波動的・連續的變動をもつて進行する過程を理解するに役立つものとみられる。すなはち景氣の變動は新企業の集團的發生に起因するものと説かれる。而らば何故に企業は集團的に發生すべきか。それは新企業遂行の困難と企業者素質に差異

あるに基く。新企業の遂行の困難なるは説くまでもない。曩に觸れたる如くそれは常に優秀なる素質を保つ若干の企業者を俟つてのみ始めてなし得よう。この人々は好景氣に非ざる階段に於ても、よく多難の道を打開し經濟的效果をあげ得るものとされ、先驅的企業者の成功は追隨者の刺激となり、その先驅的生產部門への殺到となる。次いで他の生產部門にも同一效果を及ぼすものとみられる。(P. O. S. 339-40) 「かく先驅者の作用はかれの直接的活動範圍を超へて、企業者の群は大ひに増加し、國民經濟を驅つて益々速かに且つ完全に好景氣時の意味する改造過程に赴かしめる。』(P. O. S. 341) 叙上の如く、企業の集團的出現は最初の企業者の創造的・構成的行動に結合して説かれてゐる。而して、ここに指導・追隨の社會學的範疇の明かなる表現をみだし得るのである。

然らば新企業の集團的出現は景氣に如何なる影響を及ぼすか。これを二段に分ち、先づ好景氣に至る過程を明かにしよう。企業の集團的出現は龐大なる購買力を伴ふが、普通これを設備資本の充實に振向ける。從ひて物的生產手段の生産業は異常な活況を呈し、(殊に製鐵業に於いて) 労働需要の増大、金利の上騰、輸送貨物の増加、銀行貸出の激増を誘致し、國民經濟全株を包括する好景氣に轉換せしめる。(a. a. O. S. 337, S. 341 ff.) 次ぎに不景氣は如何にして發生するか。『好景氣の唯一の原因たる企業者の集團的出現は毎時均しく連續的に起る企業者の出現と質的に異なる作用を國民經濟に及ぼすものであつて、それはこれらの如く連續的な且つその度毎に認め難い程度のもではなく、反つて均衡狀態の威大な斷續的擾亂であり他の大なる秩序の擾亂を意味する。企業の連續的出現から連續的に起る擾亂は次續的に恢復され得るに係らず、集團的出現のために國民經濟は特殊な異なる恢復過程に、新たなものへの適合の過程に、清算または「靜化」への過程に到達しなければならぬ。』この最後の過程こそ國民經濟の『好景氣の擾亂により變ぜられた興件に適合せる新たな均衡狀態』として定義し得べき周期的不景氣のウェゼンであるとみられてゐる。(P. O. S. 345) 而して、好景氣が惹起し

た攪亂の本質は次の三つの事情に基くものとされる。即ち（一）生産手段に對する需要は「生産手段への競争」[レエデラ]によりその價格を高める。この際新企業が新に創設された購買力の供給により、更に新式經營を営むならば古き經營は費用増加の結果生産は損失を伴ふに至るだらう。（二）かくて新企業の新生産物が市場に現はれ、舊生産物と競争し物價の下落を招來する。この物價の下落は好景氣に結末をつけ恐慌を可能ならしめ不景氣に導く。また、（三）新企業の成功は信用收縮を生ぜしめ、企業者をして負債癱濟の地位に立たしめる。この場合かれに代はる他の借手が現はれなければ創設購買力は完全に消失する。勿論、既發の購買力に相應する新なる財貨は存在するし、生産は循環的に営まれるから、通貨の收縮は好況期の物價水準許りでなくそれに先立つ不況期の物價水準に對しても作用する。(A. a. O. S. 323—25)

かれの景氣論は經濟に内在する客觀的・自動的關聯たる新企業の集團的出現の作用に俟ち、通説にみる如く經濟外的原因に求められてゐない。また所謂「恐慌の心理學」に相當する心理説と區別せらるべきものとみられる。(A. a. O. S. 319, 323) かく景氣變動の動力を經濟内部にみる立場はかれの名著を通じて看取し得られる顯著なる特色の一つであるが、必然的に戰爭豐凶等の所謂外生的原因の輕視となる。また悲觀と樂觀との社會的心理の交代を以て景氣變動の根本原因とみる心理説と區別してゐるが、かれの主張になほ心理的因子の混在を無視し得ない。かれはかゝる外經濟的因子を説くのではないが、ひとは上昇期を構成する企業者の集團的出現に於ける創造的企業者と傳來的經營を固守する生産者間に社會心理的作用あるを否定し得ないだらうし、また下降期に於ける心理的動因が専ら靜態的・功利的のそれであるに氣附くことであらう。

かく新企業の斷續的・波動的出現を以て景氣の變動を説明するが、その間添加信用の經濟的貢獻の大なるを認めてゐる。從ひて金融説の一種ともみられ得よう。だが、かれみづからは「私説にとり購買力創造の契機的重要なる」を認めはす。

が、直ちに自説を「貨幣・信用組織の世界に景氣循環の原因を求めむ」とするに躊躇の傾きがある。(A. a. O. S. 32) 故に、景氣政策に就いても信用市場の意識的操縱を重視せず、「この種の操縱から近代資本主義經濟に内在する煩はしき摩擦と恐慌的結果を説明するに過ぎない。」(Stend Kremer: Struktur und Grenzen der statischen Wirtschaftstheorie, Archiv f. Sozialwiss. und Sozialpolitik, 69/5, 1933, S. 569)

五、

われらは考察をかれの動態經濟學の支柱を形造る部分に限つたが、かれの動態理論はこれらに盡きるのではない。資本並びに企業利潤に就いて、別して資本利子に就いて獨自の見解を吐露してゐる。而して、それらは何れも企業者の創造的・構成的行動との關聯に於いてのみ動態現象として理解されるべきものである。例を資本利子にとらう。かれは利子を以て企業者がその所要購買力の利用に支拂ふ對價であり、その源泉は企業利潤のうちに存するものとみる。利潤は新しき結合の所産であるが、それも企業者の成功が他のすべてのそれに追隨されるれば結局消滅すべき運命をもつから、永續的所得たる利子の源泉として適當ならざる道理とならう。だが、これは一の新結合に關する限りの議論であつて、實際には一企業の新結合が利潤を招來し得ざるに至れば更に新なる結合が計畫され、利潤は較々永續性を帶ぶることになる。而して、社會全株についてみればこの永續性は一層顯著であつて一の企業が利潤を失ふ傍ら新しき企業が新結合を企てる。かくして社會全株にとつて斷へざる利潤の流入がある。かく利子は企業者の手に於いて成立する。從ひて、新しき結合の豫想を許さざる靜態に於いては利子現象は存在し得ざることになる。だが、この見解はベエム以來屢々論難の對象となつてゐる。例せば、われらの狭き視野に於いてさへ、オッペンハイマー、アドルフ・ウェバー、フランツ・ワイスの如き人々を數へ得る。就中、オ氏が「土地獨占」の事實あれ

ば靜態に於いても利子は成立つと説くに對し、シユムベエタアは、然らば何處に靜態的土地獨占の事實を求むべきかと反問してゐる。(Stale, F. Oppenheimer: *Geometrischen Reden und Aufsätze* Bd. I, München, 1924.) が、何れにしても、これは動態論を以て創造的企業者の均衡打破の過程の解明に充て、靜態理論が専ら自然科学的・機械論的構成に終始するに反し、理想主義的契機を重視してゐる。詢に、新結合の實行は合理主義的・限界的生産者のよくし得るところではない。強き意思の企業者を俟つて始めて期待し得られ、かれのみ經濟に新軌道を開通せしめ得よう。こゝに靜態論理に窺知し得られざる限界が劃され靜態組織の改構を説く可能が與へられることになる。また、こゝにかれの靜態理論が消費經濟的限界原理に支配せらるるに對し、動態理論が營利經濟的見地に立つべき根據をみいだし得ることになる。

シユ氏の經濟學脈系は以上の素描にみる如く、研究對象に於いても研究方法に於いても完く異なる二つの領域の對立に根ざしてゐる。併し、それらは互に排斥し合ふ關聯によるものものとは考へられぬ。靜態のケルン・フアラゲたる均衡はある一定時点若くは短期間を限つての觀察であつて、古き均衡より新たなるそれに轉位する過程に立入らない。この過程を一般的・固有的形態に於いて把捉せむとするのが動態の主たる課題に屬する。かれが一九〇八年『理論經濟學の本質及その内容』を、次いで一九二二年『經濟發展の理論』の初版を出し、前者が數學的函數理論に基き經濟狀態の本質を闡明せるに反し、後者が動態に前著に於ける原則の利用を拒み方法論的改變を肯てしたが、もとより兩者の接合点は右述の範圍を出づるものではない。ただ、この二個の著述に於ける著しき離乗はひとをしてかれが師を崇ぶ情義厚き人間としての、また學に忠實なる研究者たる性格の發露に基くと解せしめ、(エドガア・ザアリン)或はこの對立にみるかれの態度にそれぞれシユムベエタア『第一世』『第二世』のテイテルを許し、前者を以て限界效用論者・靜態論者、後者を相互主義者・動態論者たるかれを表現せしめてゐる。(ハンス・

ホネガア)なほこの事情はかゝる性格學的解釋を離れて時代精神との關聯に徴してみても自ら明かとなるであらう。説くまでもなく、世界大戰は物心兩界に亘つて一大變革を遂行せしむるに貢獻した。例へば戰前後者の領域を風靡した自然科学的・數學的理想を打破して精神科學的・意味的理解を基調とする風格を整調せしむるにあつたこれである。前者の精神を蘇化せし經濟學は所謂靜態的・數學的のそれであり前著に於けるシユムベエタアの態度はまさにこの見地に立つのである。而るに、戰後に漲ぎる時代精神はかゝる絕對主義に對する相對主義的認識觀の高調であり、事物の内的本質の理解に指向せられてゐる。かゝる相對主義的精神はまた經濟現象の動態的觀察の重要さを深むるものといへる。シユバン、リイフマン、近くはシュトレエラア、フオオゲルの人々により、またホネガアの『靜態經濟學の危機』に至るまでみなこの傾向の現はれともみられる。特に、一九二六年その『經濟發展の理論』の再版をいだし前著に及ばざりしシユ氏の態度の如きもこの間の事情を物語る證左の一つとも解されよう。

(昭和八年十二月二十日稿了)

學 內 報

卒業證書授與式

三月二十日午前十時より天六學舎講堂に於いて專門部第一部第二回、專門部第二部第四十六回、附屬關西甲種商業學校第十九回、附屬關西大學第二商業學校第九回卒業證書授與式、同日午後二時より千里山學舎威德館に於いて學部第十回卒業證書授與式並に大學豫科修了證書授與式を舉行した。本年度の卒業者數及び受賞者は左の通りである。

卒業者數

法文學部法律學科	一六〇名
同 政治學科	三名
同 文學科哲學專攻科	五名
同 文學科英文學專攻科	二名
經濟學部經濟學科	四三名
同 商業學科	二六名
專門部第一部法律學科	七四名
同 經濟學科	一四名
同 商業學科	一二〇名
專門部第二部法律學科	二九三名
同 經濟學科	四三名
同 商業學科	一二八名
同 文學科國語漢文專攻科	二〇名
同 文學科英語專攻科	一五名

受賞者

學部卒業成績優良ニ付賞牌受賞者	荒井榮次郎
法文學部法律學科	井上萬藏
經濟學部經濟學科	同
學部卒業成績優良ニ付賞牌受賞者	秋吉敏郎
法文學部法律學科	北阪正三郎
同	竹澤喜代治
同	田中巧
同	榎本金次郎
法文學部英文學專攻科	稻垣義男
經濟學部商業學科	松本榮一
同	向井勇
同	柳田榮次
專門部第一部卒業成績優良ニ付賞牌受賞者	中村興
法律學科	上田廣藏
同	岡本叔郎
同 商業學科	松本新二郎
專門部第一部卒業成績優良ニ付賞牌受賞者	伊藤一夫
法律學科	藤田令允
同	板谷敏雄
經濟學科	太田正治
商業學科	能田健一
專門部第二部卒業成績優良ニ付賞牌受賞者	同
經濟學科	本田萬市
專門部第二部卒業成績優良ニ付賞牌受賞者	河合辰三
法律學科	同

同	廣瀬久一
同	笠原宗將
同 經濟學科	村上秀吉
商業學科	西川勇
同	谷口宗一
同	大橋博
同	草山高保
同	廣瀬卯一
文學科國語漢文專攻科	皿谷鹿一
文學科英語專攻科	小倉其造
同	同
大學豫科修了成績優良ニ付賞牌受賞者	江見良孝
	小林貫
	中野太三
	石川貫之助

次に當日の祝辭答辭の主なるものを摘録する。

文部大臣祝辭

卒業生諸子、諸子今や國家多難材ヲ求メ士ヲ思フノ急ナル今日ヨリ切ナルハナシ是ノ時ニ當リ諸子ハ業ヲ最高學府ニ卒ヘ青春ノ希望ヲ抱イテ將ニ其ノ第一歩ヲ實社會ニ踏出サムトス邦家ノ爲慶實ニ堪ヘズ
熱々現代ノ國情ヲ案ズルニ人智日ニ進ミ人文月ニ盛ナルノ一面浮華享樂ノ習漸ク生ジ實實剛健ノ風次第ニ磷グノ傾向ナキニアラズ斯カル世相ニ處スベキ諸子ノ覺悟ヤ果シテ如何益々日新ノ學術ヲ研鑽シ大ニ專攻ノ知能ヲ運用スルハ素ヨリ當然ノ天職ナリト雖モ更ニ緊切重要ナルハ幸ニ生ヲ皇國ニ稟ケテ上ニ萬世一系ノ皇

室ヲ戴キ背ニ金甌無缺ノ國史ヲ負ヘルコトヲ自覺スルニ在リ此ノ自覺一たび徹底スレバ國民精神ハ混々トシテ胸臆ニ湧キ報效ノ意氣ハ勃然トシテ肢體ニ溢レム以テ自力更生ノ中堅タルベク以テ國光發揚ノ先驅タルニ足ル諸子其レコレヲ勉メヨ

大阪府知事祝辭

本日茲ニ關西大學學部第十回大學豫科第十回専門部第一部第二回第二部第四十六回並ニ附屬關西甲種商業學校第十九回關西大學第二商業學校第九回卒業證書授與ノ式典ヲ舉行セラル、ニ方リ聊カ祝意ヲ陳フルハ欣幸トスル所ナリ諸子入學以來多年研鑽ヲ積ミ今ヤ學成リ功了ヘテ卒業ノ榮譽ヲ得ラレタルハ洵ニ慶祝ノ至リニ勝ヘス惟フニ内ハ民心ヲ作興シ國力ヲ培養シテ盛ニ綱紀ヲ張り外ハ通商ヲ整調シ修交ヲ惇ウシテ廣ク世界ノ平和ヲ確立スルハ現下我國内外ノ情勢ニ鑑ミ眞ニ喫緊ノ急務ト謂フベシ國民タル者ハ其嚆フ所ヲ論ゼズ學國奮起宜シク祖國ノ時難ニ膺ラザルベカラズ

此秋ニ際シ諸子ハ豫テ研鑽セル學理ト鍊磨セル技術トヲ持シ新ニ社會ニ出テ、各般ノ實務ニ就カムトス洵ニ吾人ノ意ヲ強ウスル所ニシテ諸子ノ任亦甚ダ重大ナルモノアリ庶幾クハ諸子今後益々思想ヲ堅實ニシ不斷ニ身體ヲ鍛ヘ學ヲ修メ徳ヲ磨キ高踏邁進以テ本學教養ノ本旨ニ副ハムコトヲ一言叙ヘテ祝辭トナス

大阪市長祝辭

本日茲ニ本學第十回卒業證書授與式ヲ舉行セラル、ニ當リ一言ヲ述フルハ欣幸トスルトコロナリ

顧ルニ本學ハ創立以來幾多ノ人材輩出シテ邦家文運ノ進歩ニ貢獻セラレタル所大ナリ是レ單リ本學ノ榮譽タルニ止ラズ實ニ邦家ノ爲慶賀措ク能ハサル所ナリ惟フニ方分我カ國內外ノ情勢ハ眞ニ舉國戒心ヲ要スヘキ秋ニシテ國力ノ發展ハ須ラク眞摯勤勉ナル青年ノ力ニ依ルヘキハ言ヲ俟タサル所ナリ此ノ秋ニ方リ諸子ハ業ヲ本學ニ受ケ學術ノ蘊奥ヲ極メ方ニ出テ、世ニ處セラレントス諸子ノ前途ヤ多望ニシテ其ノ任ヤ重シト謂フヘシ希クハ諸子各其ノ志ス所ニ從ヒ至誠以テ事ニ當リ時運開拓ノ爲メニ貢獻スル所アラレントコトヲ一言叙シテ祝辭トス

學部校友總代祝辭

本日關西大學學部第十回卒業證書授與式ヲ舉行セラル、ニアタリ校友ヲ代表シテ茲ニ一言祝意ヲ表スルハ欣快ニ堪ヘザル所ナリ寔ニ大學ハ國家最高ノ學府ニシテ一國文教ノ淵源タリ今ヤ國運日ニ進ミ文教月ニ盛ナレリト雖モ國家ノ前途ハ高等專門ノ知識技能ヲ有スル宏才遠識ノ士ニ待ツモノ頗ル多シ此秋ニ當リ諸君ハ本大學ニ業ヲ卒ヘ多年研鑽ノ效果ヲ夫々志ス方面ニ顯シテ國家ノ概要ニ應ゼントス諸君ノ責任亦重シト謂ハザルベカラズ惟フニ我が大學部ガ千里山ノ地ニ建設セラレシヨリ十有餘年既ニ二千ノ校友ヲ社會ニ送り學運年

ト共ニ隆盛ヲ致セリ諸君今ヤ本學ヲ出デラル、ト雖モ諸君ト本學トノ關係ハ永遠ニ密接ニシテ諸君ノ將來ニ於ケル言行ハ直チニ以テ本學ノ榮譽ニ反映スルハ言ヲ俟タズ宜シク其ノ使命ノ重キニ鑑ミ益々力ヲ志ス所ニ竭シ自ラノ向上ヲ圖ルト共ニ本學學風ノ顯揚ニ努メザレントコトヲ

些カ所思ヲ述ベテ祝辭トナス

専門部校友總代祝辭

卒業生諸君諸君ハ多年蟄雪ノ功ニヨリ今日卒業證書ヲ受ケラル洵ニ欣喜ニ堪ヘザル所ナリ諸君今ヤ成業ノ榮光ノ下ニ實社會ニ出デ、多年研鑽ノ效果ヲ夫々志ス方面ニ顯揚セントシツ、アリ諸君ガ在學中ニ厭メタル切墜ノ苦ハ固ヨリ尋常一様ノモノニアラザリシヲ信ズト雖モ現實ノ社會ハソノ崎嶇タル更ニ往日ノ比ニアラザラム惟フニ社會ハ不斷ノ試練場ナリ校門ヲ去ツテ現實ニ直面スルトキ往々ニシテ机上ノ華想ハ破レ實際ノ試練ニ遭フテ意氣頓ニ昇ラザルモノ世ニ例乏シカラズ思想ノ變化著シク事物ノ進轉驚クベキモノアル時代ニ處シテ直ニ社會國家ニ貢獻セントセバ不撓不屈ノ精神ノ必要ナルハ言ヲ俟タズ殊ニ方今國家ノ内外頗ル多事邦家ガ新進有爲ノ士ニ喝望スル所亦大ナリ諸君ノ前途洋々タリト雖モ其ノ責ヤ重大且大ト云フベシ

希クハ諸君自重以テ本學教養ノ趣旨ヲ體シ一ハ邦家ノ爲一ハ母校ノ爲ニ各々其ノ素志ヲ貫徹ニ邁進セラレ

シコトヲ一言具シテ祝辭トナス

學部卒業生答辭

本日茲ニ生等ノ爲メニ學部第十回卒業證書授與ノ盛典ヲ舉行セラレ多數朝野貴紳先輩諸彦ノ御來臨ヲ辱フシ學長閣下ノ懇篤ナル御訓辭ノ來賓諸賢ノ優渥ナル御祝辭ヲ賜ハル生等ノ光榮何物力之ニ如カシ

同願スレハ生等本學ニ入りテヨリ茲ニ數星霜天性不敏ニシテ淺學菲才ナルニ拘ラス能ク今日ノ榮譽ヲ擔フコレ一ニ學長閣下並ニ諸先生各位ノ御懇切ナル御指導ト光輝アル學風ノ薰化ノ賜ニシテ實ニ生等ノ感謝措ク能ハサル所ナリ

本學ハ既ニ創立以來五十年ニ垂ントシ其ノ間幾多國家有爲ノ人材ヲ輩出セリ生等幸ニシテコノ榮アル學窓ニ學フコトヲ得タリ今ヤ業ヲ卒ヘ果立チテ慈愛深キ恩師ノ膝下ヲ離レ濁流渦卷ク活社會ニ身ヲ投シ理想ノ彼岸ニ向ヒテ勇往邁進セントス

醜ツテ邦家ノ現狀ヲ概觀スルニ内ニ於テハ思想界並ニ經濟界ニ於テ誠ニ憂慮スヘキモノアリ外ニ於テハ新興滿洲國ノ運命ヲ双肩ニ擔ヒ極東平和ノ確立ニ邁進シ且ツ世界經濟界ノ混亂ニ善處スヘキ重大時局ニ直面シ國民ノ覺悟ト奮起ヲ要スルコト切ナルモノアリ

斯クノ如キ重大ナル秋ニ際ニ生等邦家ノ爲メニ粉骨粹身以テ此ノ國難ヲ打開シ邦家ヲシテ泰山ノ安キニ置クノ覺悟ヲ有セサルベカラズ然レトモ生等資性愚鈍學

未ダ淺ク經驗ニ乏シク果シテコノ國難ニ善處シ能ク斯ノ如キ重大ナル責務ヲ果シ得ルヤ頗ル危惧ノ念ナキ能ハスト雖モ生等只一意學長閣下始メ諸先生ノ不斷ノ御教訓ト先輩諸兄ノ御鞭撻並ニ光輝アル歴史ヲ有スル本學ノ精神ヲ體シ身ヲ修メ業ヲ勵メ誠心誠意邦家ノ爲ニ微力ヲ致シ以テ鴻恩ノ萬一ニ報ヒ本日ノ榮譽ヲ曠シクセサランコトヲ期ス

茲ニ不肖僭越ヲ願ミ學部卒業生一同ニ代リ聊カ無辭ヲ述ベ謹ンテ答辭トナス

專門部第一部卒業生答辭

本日生等專門部第一部第二回卒業生ノ爲ニ卒業證書授與ノ式典ヲ舉行セラル、ニ當リ朝野貴紳先輩諸賢ノ御臨場ヲ辱ウシ且ツ學長閣下及ヒ來賓諸賢ヨリ懇篤ナル御訓示ト優渥ナル御祝辭トヲ賜ハル生等一同ノ光榮何物ヲ力之ニ加ヘン

同願スレバ去ル昭和六年初メテ本學ノ門ニ入りテヨリ茲ニ三星霜其ノ間學長閣下ヲ始メ諸先生ノ終始一貫セル御指導ト熱烈ナル御薰陶ニヨリ生等魯鈍菲才ニモ拘ラズ今日此ノ榮冠ヲ得ルニ至レルハ卒業生一同ノ深ク感謝シテ止マザル所ナリ

現今社會ノ狀態ヲ通觀スルニ國家ヲ舉ゲテ非常時ニ遭遇シ世界ノ經濟界ハ動搖シ内外多事多難國民ノ奮起ヲ要スルヤ切ナルモノアリ然リト雖モ昨冬 皇太子殿下御降誕アラセラレ國體益々強固ニ友邦滿洲國ニハ新

ニ帝政ヲ布カレ東洋平和ノ實現モ遠キニ非ルベシ此秋ニ當リ生等卒業生ハ更ニ上級學校ニ進ミテ學理ノ討究ニ努ムト或ハ實社會ニ活躍スルトヲ問ハス永年陶冶セラレタル日本精神ヲ益々練磨シ不屈不撓國難打開ト國威ノ宣揚ニ邁進スルト共ニ本學ノ名聲ヲ發揚シ以テ鴻恩ノ萬一ニ酬ヒシコトヲ期ス

翼クハ諸先生並ニ先輩諸賢一層御指導御鞭撻ヲ賜ラシコトヲ茲ニ卒業生ヲ代表シ謹テ無辭ヲ述ヘテ答ヘテ答辭トス

專門部第二部卒業生答辭

本日爰ニ私達ノ爲ニ專門部第二部第四十六回卒業式ノ盛典ヲ舉行セラル、ニ當リ多數貴紳先輩諸彦ノ御臨席ヲ恭フシ學長閣下ノ御懇篤ナル訓辭ト來賓諸賢ノ鄭重ナル祝辭ヲ賜リ私達一同ノ光榮之ニ過グルモノナク只々感謝感激ニ耐ヘナイ次第デアリマス

願ミマスルニ昭和六年春四月烈々タル向學心ト澎湃タル希望ニ燃エテ光輝アル歴史ヲ有スル本學專門部ニ敦ヲ受ケマシテヨリ己ニ三歳ソノ間學長閣下始メ諸先生方ノ絶大ナル御心勞ヲ賜リ生來ノ菲才ヨク本日ノ榮譽ヲ擔フ事ヲ得マシタコトハ偏ニ御懇切ナル御薰陶ノ賜デアリマシテ卒業生一同ヲ代表シテ厚ク御禮申上マス

雖ヘバ私達ハ三歳ノ間淺學ナガラ燃エルガ如キ研學ノ情ヲ抱キツ、モ充分ナル學業ノ餘暇ハ惠レズ白日ノ

下緯々トシ學道ニ精進セラル、晝間ノ學生諸兄ヲ幾何
 バカリ義マシク思ツタ事デアリマセウカ而モ學徳高キ
 學長閣下始メ諸先生方ハ私達ニ教フルニ幽遠ナル真理
 ノ道ヲ以テ諭スニ諄々タル訓誨ヲ以テセラレタノデア
 リマス私達ガコノ夜ノ天六學舎ニ入ルト共ニ晝間疲勞
 ハ一瞬ニシテ去リ筆持ツ手ハ力渾ク心ハ不滅ノ真理ヲ
 目指シタマ學ノ道ニ歩ム者ノミノ味ヲ限リナキ感激ニ
 浸ル事ガ出來タノデアリマス僅カ三年ノ而モ夜間ノミ
 ノ修學デハアリマシタガ慈父ノ如キ先生方ト兄ノ如キ
 學友諸兄ニ接シ渾然融合セル各學園ノ人トシテ幸福此
 上ナキ日日ヲ送り得マシタ事ハ之全ク學長閣下ノ御薰
 訓ノ嚴正ト諸先生方ノ御教導ノ親切ニ依ラズシテ何デ
 アリマセウカ

今ヤ本學創立五十周年ノ慶典ノ舉行モ目前ニ迫リ本
 學ノ校運年ト共ニ隆盛ヲ加ヘツ、アル本日私達ハ此ノ
 懷シキ學園ヲ去ラネバナリマセン私達ノ前ニハ或ハ實
 社會ノ荒浪ガ或ハ修學ノ險峻ナル道ガ横タハツテ居リ
 マス併シ私達ハ何カ恐ルガ所アリマセウカ日頃ノ懇篤
 ナル訓諭ト實實剛健ノ學風ヲ恪守シ益々研鑽自修シ以
 テ光明ノ彼岸ニ邁進スル覺悟ヲ有シテ居リマス本日ノ
 光榮ト三歳ノ鴻恩ニ報ヒ奉ル唯一ノ途デアルト確信致
 シマス
 何卒此上ノ御指導ト御鞭撻ヲ賜ランコトヲ切ニ御願
 ヒ致シマス茲ニ卒業生ヲ代表シ蕪辭ヲ述ベテ答辭ト致
 シマス

入學試驗施行

本年度入學試驗は左記期日に施行した。

學部	期日
大學豫科	四月二日
專門部第一部	四月四日及五日
專門部第二部	四月七日
	四月一日

入學式舉行

大學各學部、第一豫科及び第二豫科入學式は四月
 十四日午前十時より千里山學舎成徳館に於て、專門
 部第一部及び第二部入學式は同日午後二時より天六
 學舎講堂に於て舉行された。國歌合唱の後仁保學長
 は勅語を奉讀し、新入學生々徒に對し、學術の研鑽、人
 格の練磨、國家思想の涵養について諄々として訓諭
 され、終つて學生々徒總代の宣誓があつて閉式した。

宣誓

關西大學學部に進むに當り覺悟遵守の念を新にし益
 研鑽修養に努め以て本學の期待に副はんことを誓ふ
 依て爰に姓名を自署す

關西大學學部第一學年

關西大學大學豫科に入るに當り謹て本學建學の趣旨
 を體し以て學生の本分を全ふせんことを誓ふ仍て爰
 に姓名を自署す

關西大學第一豫科第一學年

關西大學第二豫科第一學年

關西大學專門部に入るに當り謹て本學教養の趣旨を
 體し以て學生の本分を全ふせんことを誓ふ仍て爰に
 姓名を自署す

關西大學專門部第一部第一學年
 關西大學專門部第二部第一學年

本年度入學者及在學者數

入學者	在學者	計
學部	一七〇	六四三
第一大學豫科	七四	二四一
第二大學豫科	二〇四	一三五
專門部第一部	三六七	五一七
專門部第二部	九六六	一、五四三
計	一、七八一	三、〇七九

通常協議員會

三月十五日午後五時より大阪ホテルに於て通常協
 議員會を開催し、昭和八年度決算並に昭和九年度豫算
 を議決した。

校友會大阪支部懇親會豫告

校友會大阪支部では五月六日（日曜）鞍馬、
 貴船廻遊を試み、京都山端に於て懇親宴を催す
 筈。

人事異動

専門部長兼務ヲ命ス
學長 仁保 龜松
教授 村上 喜貞

大學豫科長ヲ命ス
助教授 飯田 正一
助教授 田邊 清市

任本大學教授
助教授 磯部 喜一
助教授 和田 豐二
助教授 片山 正直
助教授 加藤 金次郎
助教授 河村 宜介
助教授 中村 良之助
助教授 矢口 孝次郎
助教授 古川 武

任本大學教授
專門部勤務ヲ命ス
教授 岩崎 卯一
教授 西村 信雄
教授 大山 彦一
教授 武内 省三
教授 中谷 敬壽
教授 村上 喜貞
教授 内多 精一
教授 野村 次夫

法文學部勤務ヲ命ス
教授 木村 健助
教授 新町 德之
教授 森下 政一
教授 本莊 鐵次郎
教授 賀來 俊一
教授 賀屋 俊雄
教授 武田 鼎一
教授 瀧澤 喜子雄
教授 吉田 一枝
教授 正井 敬次
教授 安藤 光
教授 水谷 揆一

經濟學部勤務ヲ命ス
教授 堀 正人
教授 河村 信一
教授 中村 郎次郎
教授 藤澤 章次郎
教授 小泉 幸治
教授 三枝 樹正道

大學豫科勤務ヲ命ス
教授 岩崎 卯一
教授 西村 信雄
教授 大山 彦一
教授 武内 省三
教授 中谷 敬壽
教授 村上 喜貞
教授 内多 精一
教授 野村 次夫

法文學部長の決定

法文學部に於ては四月十三日教授會を開催、學部長を互選の結果教授岩崎卯一氏が當選、就任した。

經濟學部長の決定

經濟學部に於ては四月十三日教授會を開催、學部

長を互選の結果教授水谷揆一氏が當選、就任した。

新任講師

本年度新たに左記諸氏を講師に嘱任した。頭書は其の擔任科目である。

學部

獨語	文學士	板倉 賴音
心理學	文學博士	岩井 勝次郎
會計學	文學博士	陶山 誠太郎
國文學	文學博士	吉澤 義則
英語	文學士	高田 彬
政治學、外國政治書研究	法學士	黒田 覺
植民政策	法學博士	山本 美越乃
哲學演習、獨語	經濟學士	藤本 進治
保險政策、保險學	法學士	野口 正造
民法總則	法學士	近藤 英吉
國文學	文學士	島田 退藏
セミナー	經濟學士	森川 太郎
金融、銀行論		
大學豫科		
論理	文學士	大小 島眞二
心理學	文學士	内藤 耕次郎
英語	文學士	杉平 顯智
專門部第一部		
國際公法	法學士	川上 敬逸
刑法各論	法學士	植田 重正
親族法	法學士	谷口 知平
商法	法學士	國茂 胤臣

農植民政策
專門部第二部
法學博士 山本美越乃

經濟原論
經濟學博士 堀 經 夫

獨 語
文學士 與 宮 精 一

國 語
文學士 金子 實 英

國際公法
法學士 川上 敬 逸

國語學
文學博士 吉澤 義 則

交通論
經濟學士 吉川 貫 二

商業通論
商學士 高 田 彬

漢 文
文學士 土 橋 文 雄

國 語
文學士 安川 安 太 郎

國史・西洋史
文學士 山 川 信 夫

國語學
文學士 佐 伯 梅 友

行政總論
法學博士 森 口 繁 治

契 約
法學博士 末 川 博

國 語
文學士 鈴 木 周 作

天六學舍増築

昭和四年新築の天六學舎は逐年増加する學生生徒を收容するに狹隘を感じるに至つたので、去る三月協議員會の議決により學舎を増築する事となつた。

新館は鐵筋コンクリート近世自由式四階建（地下室附）延七百十五坪にして、地階は武道場、銃器庫倉庫に一階は事務室、二階は學長室、理事室、貴賓室、教授室に三階は大小會議室、四階は圖書閱覽室書庫に充て屋上には時計臺を設置し、所謂本學の本部とも稱すべき建物で、工費は十八萬圓餘、この四月より起工し

明年二月竣工の豫定である。

新館竣工の囃は本學内容の充實と共に威容を加へ一大偉觀を呈するに至るであらう。

表紙寫眞は竣工後の新館である。

動 靜

武田鼎一教授商學博士に

本學教授武田鼎一氏は豫て早稻田大學商學部に「價格論」を主論文とし「リカードを中心とする交換經濟に於ける勞働量原則の研究」を副論文として學位請求中のところ、今般同學部教授會を通過し、四月一日附文部省の認可があり商學博士の學位を授與された。論文審査員は法學博士平沼淑郎、同鹽澤昌貞、商學博士北澤新次郎の三氏である。

住 所 移 動

澁川千之助氏（協議員）西宮市森具蓮毛七三三

入島治一氏（講 師）三島郡千里村千里山三二八

西村勝太郎氏（講 師）三島郡千里村千里山一二六

浪邊菊之助氏（前協議員・校友）豫て病氣療養中の處四月十九日逝去せられた

高橋盛氏孝嚴父逝去 講師高橋盛孝氏嚴父盛寧氏は豫て病氣療養中の處四月一日長逝された。

（本欄校友及電報）

校 友 住 所 移 動

山本 勝市（推）東京市大森區雪ヶ谷一三五

武田 木曜（大三 專法）豐能郡中豐島村長興寺九三

代谷 誠一（大三 專法）住吉區阪南町中一丁目一〇

荻野 義正（大三 專商）武庫郡鳴尾村小曾根字笠屋一九一

丹羽宇三郎（大六 專商）豐能郡秦野村字畑二〇八ノ一

安井 榮三（大七 專法）和歌山市小人町南ノ丁

篠原 武二（大九 專法）住吉區阪南町東三丁目二

長岡 實（大一 專經）西宮市壽町二七

花村 格（大一 專法）神戸市須磨區山下町三丁目二

古市賢太郎（大一 專法）高松市藤塚町六七ノ五

酒井 忠雄（大一 專法）旭區森小路町七七

植田 完治（大一 專法）北區堂島濱通一丁目五四

北地 義一（昭四 大經）神戸市葺合區藤内町六丁目六〇

高見 三郎（昭四 專法）住吉區相生通一丁目四三

昭和九年卒業生氏名

法文學部法律學科

(一六〇名)

今谷節(徳島)

井上昇(大阪)

石崎儀二(石川)

岩崎雄兵衛(兵庫)

池上久夫(大阪)

早川源四郎(同)

橋本真一(同)

嶋田太郎(同)

春名齊(岡山)

西田新一(兵庫)

西口政次(北海道)

西尾耕作(同)

本間孝男(同)

堀義宏(大分)

堀新十郎(大阪)

堀江傳徳(島根)

外村治義(奈良)

友井伊三郎(大阪)

豊島寅雄(同)

土井利彦(和歌山)

常世茂雄(秋田)

岡田輝夫(香川)

岡田太平治(大阪)

小田威夫(兵庫)

松谷連哉(岡山)

大井潔(三重)

大野禎宥(山口)

越知元二(大阪)

大島鎌吉(石川)

小川照太(大阪)

岡本壽榮次(兵庫)

越知弘(愛媛)

岡田退一(大阪)

尾花順一(同)

大橋貞夫(同)

熊倉正夫(山形)

龜内伸二郎(大阪)

河内兼三(廣島)

堂嶋榮大(大阪)

加藤光治(愛知)

川村誠二(大阪)

神田哲夫(兵庫)

加藤俊三(福井)

川崎健三(大阪)

吉田年彦(同)

吉田堅福(井)

竹嶋文季(大阪)

高橋倉太郎(同)

橋正雄(同)

瀧川芳男(同)

中喜一(奈良)

坂敏夫(愛媛)

田中巧大(大阪)

高井榮吉(愛媛)

竹澤喜代治(同)

竹谷謹貴(大阪)

高橋和三郎(同)

田中義雄(同)

津村雄吾(和歌山)

塚本義明(兵庫)

筒木佐一(大阪)

中田新一(同)

中田康雄(同)

永井芳一(同)

中西信行(同)

中城彦太郎(同)

長棟重則(鳥取)

内藤春雄(兵庫)

中川喜久造(同)

永井政治奈(其)

中野覺(廣島)

向井政雄(和歌山)

丸見一岡(山)

植田賢藏(兵庫)

浦上阿作(岡山)

煤生信彦(大阪)

植野眞雄(東京)

浦上肇(岡山)

魚谷彌一(大阪)

植田清次(兵庫)

上田國太郎(大阪)

黒坂高松(福井)

安田清大(大阪)

山龜治郎平(香川)

八十原武之助(兵庫)

山中輝司(大阪)

山成勝一(岡山)

矢羽野芳郎(大阪)

山本寛二(兵庫)

山崎注連松(愛媛)

松谷博奈(其)

前中清吉(兵庫)

前田太郎(和歌山)

丸野智(鹿児島)

松本吉種(大阪)

濱田東一(廣島) 森田利一(大阪) 森田繁(大阪) 森田新大(大阪) 鈴木三(大阪) 鈴木信三(大阪) 鈴木正夫(大阪) 山本光雄(大阪) 河田矩次(愛知) 大西常治郎(香川) 岡崎俊一郎(大阪) 岡田淺次郎(京都) 本出英治(大阪) 蟻木必(大阪) 蟻木英治(大阪) 川重秀雄(大阪) 安川勝太郎(大阪) 吉田夏男(廣島) 高田直信(大阪) 高田善夫(大阪) 田中壽藏(鳥取) 田中正長(大阪) 堤正儀(大阪) 中尾幸藏(同) 中尾新三郎(兵庫) 村重實(山口) 山本敏輔(同) 山口善一(大阪) 山田正雄(同) 數田均(兵庫) 町田修(大阪) 小堀真(兵庫) 小堀真(兵庫) 出島真(大阪) 淺島要太郎(大阪) 淺野香男(同) 有田春雄(同) 財田三郎(兵庫) 酒井三郎(同) 木井參治(同) 木山一郎(大阪) 三木千代藏(同) 潮上信男(岡山)

森田利一(大阪) 森田繁(大阪) 森田新大(大阪) 鈴木三(大阪) 鈴木信三(大阪) 鈴木正夫(大阪) 山本光雄(大阪) 經濟學部商業學科 (二六名) 今井定一(佐賀) 稻垣義男(大阪) 花村巖(大阪) 濱田榮三郎(大阪) 濱田重義(大阪) 林武彦(大阪) 西村正男(同) 堀田政夫(岐阜) 堀田末藏(新潟) 細川岩太郎(和歌山) 東海敏信(德島) 川端敏信(德島) 多治見廣太(東京) 中前光義(和歌山) 奈良忠雄(大阪) 向井勇(和歌山) 村山壽行(大阪) 柳原真藏(同) 柳田榮次(兵庫) 松本榮一(大阪) 藤田義雄(兵庫) 後神其雄(兵庫) 光井章雄(山口)

白柳丈太郎(大阪) 平尾正雄(同) 平田正信(佐賀) 杉本庄一郎(奈良) 專門部第一部法律學科 (七四名) 伊藤藤一(大阪) 飯田秀夫(兵庫) 岩木秀雄(同) 石田繁(大阪) 岩崎繁(大阪) 馬場靖(京都) 濱元好香(川) 濱元芳治(大阪) 西尾桂福(井) 西尾芳治(大阪) 西村治(兵庫) 堀本三(和歌山) 堀本芳松(大阪) 堂本甚一(奈良) 與田麟四郎(臺灣) 王碧麟(同) 岡本政明(岡山) 岡崎政明(同) 川口彰(和歌山) 龜井岩鶴(同) 金田晃(東京) 吉川晃(兵庫) 吉川晃(兵庫) 田仲敏夫(奈良) 田尻秋一(兵庫)

高松有為(高知) 田中健夫(富山) 田中數美(鹿兒島) 辻中雄(福岡) 中島一己(岡山) 中谷俊明(滋賀) 中江純(岡山) 中村康(同) 中島誠(島根) 上田廣藏(京都) 內川重美(大阪) 野村次男(同) 楠島信一(高知) 黒田正明(大阪) 倉松夫(同) 矢野理(和歌山) 松本文兵衛(兵庫) 益井繁章(大阪) 眞野正三(重) 松本正三(重) 丸石泰藏(京都) 古川壬子生(長崎) 布川茂大(大阪) 藤田令茂(同) 藤田敏夫(兵庫) 府中政夫(大阪) 冬木伊作(奈良) 藤野四郎(廣島) 藤井吉島(根) 福井吉島(根) 高島正夫(石川) 荒金永正(華朝) 芦田宅弘(大阪)

綾仁重太郎(岡山) 櫻井彌男(岡山) 酒井勳(大阪) 佐藤一夫(廣島) 佐藤榮二(靜岡) 紫龍(同) 金成(同) 北地(同) 金城(同) 宮崎義治(熊本) 宮崎五市郎(兵庫) 水野十子生(愛知) 白井征夫(大阪) 下野龍三(同) 廣瀬正夫(同) 末吉忠孝(福岡) 專門部第一部經濟學科 (一四名) 板谷敏雄(三重) 猪俣顯(宮崎) 井崎順(島根) 大谷洗(大阪) 大谷雄(廣島) 與田正雄(兵庫) 橫谷純一(兵庫) 高山利夫(大阪) 中西希夫(和歌山) 中橋源三郎(大阪) 中井卓平(東京) 藤井武雄(滋賀) 金村盤(石朝鮮)

杉本淑雄(大阪) 專門部第一部商業學科 (二二〇名) 稻繼登輝治(兵庫) 磐長谷格(大阪) 入江三子郎(同) 石井達雄(兵庫) 今井保男(佐賀) 井上二郎(兵庫) 伊藤正明(熊本) 岩井邦治(兵庫) 林光夫(和歌山) 林正武(三重) 箱林正武(同) 西村正雄(大阪) 細谷國雄(兵庫) 戸伏正孝(大阪) 張德景(朝鮮) 岡田友太郎(大阪) 岡田忠治(同) 小野田忠治(同) 太田正治(大阪) 大宮光雄(同) 岡田勤奈(真) 小澤實(滋賀) 與田健三(佐賀) 脇山健三(佐賀) 河井美夫(大阪) 金田幸彦(廣島) 金澤尚次(大阪) 河上清三(滋賀)

—[36]—

校 友

校友會常議員會

三月八日午後六時より校友會常議員會を天六學舍會議室に開催、左の事項を議決した。

一、三月二十日卒業式當日校友會總會並に懇親會開催の件

二、當日新卒業生にして校友會出席者に對しては、専門部卒業生に學友會基本金より金貳圓宛補助の件

因に當日の出席者次の如し

仁保會長、岩崎卯一、戸波次郎、武田藏之助、永田良雄、安井榮三、野崎勇一郎、竹西宗助、芦田文一、大崎萬太郎、山根謙藏、關豐馬、高村久之助

校友會總會並懇親會

三月二十日學部第十回、専門部第一部第二回、専門部第四十六回卒業式終了後、午後五時より校友會總會並に懇親會を中之島中央公會堂階上大ホールに於て開催した。

出席者は仁保會長を始め、新舊校友三百六十八名、先づ餘興に興じて後開會、仁保會長は一場の挨拶をなし、次いで常議員の改選に移る。改選について満場一

致を以て會長の指名に一任することとなりこの議を終り宴に入る。かくて一同歡を盡し、最後に武田専門部主事の發聲にて母校の萬歳を三唱して午後八時過ぎ散會した。



會親懇會友校るけに堂會公央中

當日決定した新常議員は左の諸氏である。

岩崎卯一、今田光匡、糸島實太郎、岩尾廉、本田武藏、戸波次郎、織田佐代治、加藤金次郎、高村久之助、武田藏之助、竹井小野右衛門、土橋四三、内藤正剛、中村忠夫、野崎勇次郎、蔽下益治、安

井榮三、松本茂三郎、藤本肇雄、白砂直樹。

大四會（大正四年卒業生同窓會）

昭和九年二月十六日午後五時より南區順慶町二丁目天狗樓に於て大四會を開催す。出席者二十三名、在阪同窓生の大部分顔を見せ近來の盛會、母校の發展を祝福し歡を盡して十一時散會。出席者左の如し。（幹事改選の結果、筒井、芦、神宅の三君當番幹事に決定）

磯村達、岩崎卯一、稻垣利雄、市川信、花光健介、原田官二、法覺、神宅賀壽、横山甚一、吉長正好、高橋裕之次、大石龍氣、筒井春尾、塚本萬次郎、中井彌六、中澤源次郎、宇佐美正祐、福井喜三郎、芦崎一、佐野爲助、佐藤政隆、笹尾中庸、近藤今藏

六 念 會

四月二日今里新地「新茂」に於て大正六年度出身者を以て成る六念會が開催せられた。當日の會は同期生の橋本民三郎氏が今回警視に昇進し鶴橋警察署長に榮轉せられたのと、同期生の野口政治郎氏が今回大阪辯護士會役員選舉の結果副會長に當選せられたる祝賀を兼ね春季懇親會が開かれたもので二十年前の猛者連も昔に返り殊に會場は鶴橋署の膝下の事とて氣勢頗る揚り午後十時極めて盛會裡に散會した。

當日出席者氏名左の如し。（順序不同）

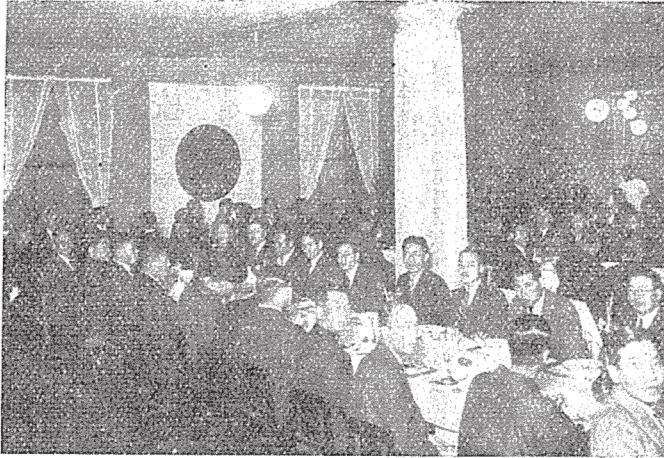
中村忠夫、大月伸、花田菊太郎、鎌貫宣、橋口勳夫、本位田勝藏、山根謙藏、柏原好郎、橋本民三郎、野口政治郎、

武石貞雄、本田武藏、秋山治士、藤井政治、丹羽宇三郎、小野村胤敬、宮崎秀夫、桂忠雄の諸君
 尙次回幹事は山根龍藏、鞍貫宣、弓庭元一の三君である。

計理クラブ

産業計理座談會

計理クラブの所屬せる計理經營學會にては恒例に



(部詳覽次) 會親懇會士學るけ於にルビ大

より日本検査計理士會及商業教育協會と共同主催の下に産業計理座談會を一月十四日午後一時半より甲子園ホテルに於て開催した。主題としては近時統制經濟の趨勢に伴ひ「企業豫算統制」が學界業界の注目するところとなつてきたので先づこれについて理事長木村積福氏、神戸商大教授原口亮平氏、商工省臨時產業管理局委員宇原義雄氏等を中心として意見を開陳し種々論議するところあり、次に「中小商工業者標準會計整理法」及「計理士制度改善」についても亦論ずるところがあつた、斯くて一同記念撮影の後午後六時盛會裡に散會した。

第十五回例會

日時 二月十七日午後六時半

場所 大阪ビル五階五三六

題目及出題者 南洋視察談

田邊明四郎氏

第十六回例會

日時 三月二十日午後六時半

場所 大阪ビル五階五三六

題目及出題者

營業資金統制に就て

青木倫太郎氏

西垣富治著「會計學提要」批評

久保田音二郎氏

昭七專經同窓會

三月三日明治製菓三階にて開催。集り會す者二十名

在阪同窓六十名に對し三割三分の出席、武田主事は學校を代表して懇篤なる御挨拶あり且つ日々に盛大になり行く學校の近況を詳細に御説明あり、牛尾幹事より昨年中の同窓會行事たる同窓生の吉凶に對する祝弔五件を報告あり、本會が最も同窓會として有終の美徳を發揮しつゝあるかを説明され、會員辻連喜一氏(住友勤務)の死に對し深厚なる弔意を表す。

此れより會員の討論に移り、土井正登氏(三菱銀行勤務)は平價切下げ案に就て世界の經濟動向より我國に於て之を行ふべき時期に論を進めて蘊蓄を傾け、今西繁治氏(インキ製造業)立ち之を駁す。續いて出口祐次郎氏は現代社會に於ける新聞事業と新聞人の意義に就いて氏が朝日新聞に於ける経験より實踐的説明を爲し、亦松本石翠氏は結婚に於ける性の地位と時代に於ける變化と題して一般的問題に花を咲かせ其の他武田氏の質問等あり、同氏は本會を關大三二會と命名さる。歡談大いに湧いて十時三十分散會。

北斗會 第二回臨時總會

昨年専門部第一部第一回卒業生によつて創立された北斗會では第二回臨時總會を去る一月十三日午後六時半、美津濃食堂にて開催、武田會長、可野學生監の御出席を得、會員二十五名出席し頗る盛會であつた。

先づ當夜の司會者、渡邊幹事開會の辭、續いて小谷

幹事長の挨拶あり。次に會長武田先生より御懇篤なる御話あり、北斗會の今日の意氣、今夜の盛會を遠地に
ある同窓生が知るならば其喜び如何ならんとの御挨拶
に一同大いに感激した。可野學生監は學内情況に付て
つぶさに報告され御互に天六學舎の昔を忍ぶ。

それより晚餐に移り交誼やうやく酣ならんとする時
はるか九州に在る小松先生より御祝電を賜る、全員小
松先生の萬歳を叫び直に謝電を發する事に萬場一致可
決、一同の氣勢愈々あがる。各自交々立ちて現況報告
を終りて、特別餘興(大門光水師の琵琶講演「乃木將
軍鹿島詣で」の一席、渡邊幹事の入營激勵あり、○○
音頭の手踊が初まると、三々七拍子の應援拍手だ。
隱藝續出、時の過ぐるを知らず、和氣アイ／＼の裡に
學歌を合唱、母校關大と北斗會の萬歳を唱へて八時四
十分寒川幹事の閉會の辭にて散會せり。(白砂君傳)
出席者次の如し。

武田、可野の兩先生、並に會員池田親太郎、濱田光明、中
村治、松田厚盛、辻本通夫、奥井順一、寒川並一、浦井邦
弘、松田勝義、小谷茂雄、指岐時治、宮本信義、白砂直樹
千葉武、彩谷隆、芝田清、岩井義、渡邊友年、渡邊傳、木
田篤孝、高峰正太郎、野口鉄之助、足立忠夫

尙友會の創立

本年度專門部國語漢文專攻科卒業生を以て會員相互
の親睦を圖り斯道に關する學術の研究を目的として此

處に「尙友會」を創設し其發會を去る三月廿三日午後
六時より千日前いろは支店の三階に於て開催せり新町
先生の御出席を得卒業の慶びを胸に秘めて集る者會員
十七名なり。先づ創立委員の開會の挨拶ありて晚餐に
移りなごやかに談話を交はしながら本年度の幹事を推
舉し會則等を幹事に一任す會員一同は今後の親交を約
して愉快に散會す時に八時半なりき。

顧問 藤澤敬授、新町教授
幹事 吉崎茂義、竹内巖、中原伊助 (中原君電)

郵船關大會

今春新に英語專攻科入學の大西君の参加があり兼ね
て立花君の卒業祝ひの爲、三月廿七日懇親の夕べを持
つ事に決定例により神戸元町フランス料理店 L'Alcazar
に集合將來の抱負と希望の歡談數刻を過し奮勵
努力を誓つて散會した。

立花實(商卒) 小野義男(商三) 濱方玉一(商二) 山田一
雄(商二) 大西博義(英一)

昭三會創立

昭和三年の專門部卒業生の間では幾て各科綜合の
クラス會を組織すべく計畫を進めてゐたが、いよいよ
創立の運びに至り四月十三日午後七時より天六學
舎會議室に於てその創立發起人會を開催した。先づ
松井廣瀨君の開會の辭並に經過報告につき、尾崎信
夫君の提議により満場一致を以て議長に永野一憲君

を推すこととなり、各自自己紹介の後會則案の審議
に入り左記會則を決議し、最後に當日の出席者全部
を創立委員とし、その中より永野一憲君を創立委員
長に常任委員各科一名宛に南清、松井廣瀨、尾崎信
夫、遠藤鐵の四君を選び九時半散會した。出席者及
會則は次の通りである。

出席者 鐵田滋彌・多和良三郎、福原政二郎、阪上正巳
小野英敏、澤岡義之助、南清、瀧龜藏、小宮官之助、伊
藤辰雄、大井英一、山室茂雄、松井廣瀨、福本眞一、阿
部寛、佐伯三郎、阪口清司、林豊吉、大塚豊、尾崎信夫
谷口宗一、永野一憲、松廣末松、大宅元三郎、矢寺三郎
遠藤鐵 (以上二十六名)

昭三會々則

- 第一條 本會ハ關西大學昭三會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ母校ノ發展ヲ期ス
- 第三條 本會ハ昭和三年關西大學專門部法律學科、經濟學科、商業學科、文學科ヲ卒業シタル者ヲ以テ組織ス
- 但同級各科ニ在學セシ者ニシテ中途退學セシ者モ役員會ノ推薦ニ依リ會員トナス事ヲ得
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ會務ヲ處理ス
- 一、名譽會長一名(關西大學專門部主事ヲ推薦)
- 二、幹事長一名(幹事中ヨリ互選)
- 三、常任幹事四名(幹事中ヨリ互選各科一名宛但會計事務ヲ兼務ス)
- 四、幹事二十名(總會ニ於テ各科會員中ヨリ互選)法律學科七名、經濟學科五名、商業學科五名、文學科三名)

役員ノ任期ハ二ケ年トス
第五條 本會ハ目的遂行ノ爲左記會費ヲ徵集ス

一、終身會費(基本金) 金壹圓也(一回限り)
二、臨時會費(定期總會臨時總會及其他ノ會合ニ際シ臨機ニ之ヲ定ム)

第六條 本會設立ノ趣旨ヲ賛シテ寄附アル場合ハ之ヲ基本金トシテ積立ツ

第七條 本會ノ事務所ハ關西大學天六學舍内ニ置ク
第八條 會ノ狀況、會員ノ消息、會務會計ノ報告ハ關西大學々報ニ掲載シ又總會ニ於テ担任幹事之ヲ爲ス

第九條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
但必要ニ應ジ臨時總會其他ノ會合ヲ開ク事ヲ得

第十條 本會則ノ變更ハ總會出席者過半数ノ決議ニ依ル
以上

動 靜

宮本 政藏君 (推) 辯護士辨理士、事務所を

北區曾根崎上二丁目五七に開設、電話北二五八八番
竹内虎治郎君 (明三九專法) 愛媛縣西條區裁判所檢察事

より福山區裁判所檢察事に轉任、住所福山市天神町一ノ一

島羽源四郎君 (明四五專法) 大阪市電氣局庶務課人事係長より調度課長に榮轉

松島武三郎君 (大二專經) 大阪商船扶桑丸事務長より基隆航路高千穂丸事務長に轉任

丹 晶君 (大五專法) 伊豫相互貯蓄銀行今治支店長より愛媛縣西條町同行支店長に轉任

橋本民三郎君 (大六專法) 大阪府芦原署長警部より

地方警視に任ぜられ鶴橋署長に轉補
本田 武藏君 (大六專法) 今回大阪辯護士會役員選舉の結果常議員會副議長に當選

野口政治郎君 (大六專法) 今般大阪辯護士會役員選舉の結果副會長に當選

治 常徳君 (大七專法) 警部、新町署より大津署長に轉補

仲島 忠次君 (大九專法) 警部、大和田署長より今福署長に轉補

内藤芳太郎君 (大一〇專法) 警部補、大阪府警察部高等課より九條署高等主任に

田中 巖君 (大一一專法) 警部補、川口署より住吉署高等主任に

岩岸 巖君 (大一二大商) 栗原工業所を辭し西淀川區浦江北三丁目三〇に帝國工業社を開設しその代表者として機械、工事、特許、翻譯の營業に従事す。

電土二八七九番
織田佐代治君 (大一二大商) 大阪府警部補、警察部保安課より交通課へ

竹谷 謙貴君 (昭六專法) 三月二十五日勝井辰次郎氏養女秀子嬢と華燭の典を舉ぐ

河野 悅數君 (大一二專法) 警部補、築港署より中津署高等主任に

小野田 潔君 (大一二大商) 市岡署警部補より滿洲國警佐に選拔せられ二月十八日大阪驛發赴任した。

遠藤正一郎君 (大一二專經) 三井生命保險會社を辭し東京市蒲田區女塚町二六一に遠藤商店を創設し、湘

南、房總兩事務所を併設、その代表者として土地商事一般の業を營む。

根津菊治郎君 (大一二專商) 大阪朝日新聞社彥根通信部主任より同社門司支局編輯部に轉勤、住所下關市新町二丁目護國寺境内

大野 矩雄君 (昭二大商) 警部補、島之内署より府警察部保安課へ轉勤

(舊姓藤原)
大野 政一君 (昭二大商) 天滿署警部補より滿洲國警佐に選拔せられ二月十八日大阪驛發赴任

中島 平吉君 (昭二大經) 警部補、住吉署より府保安課へ

藤田 肇君 (昭二專法) 警部補、天滿署より吹田署司法主任に

林 豐吉君 (昭三專商) 住友銀行道頓堀支店より京都四條支店に轉勤、住所は三島郡高槻町字芥川三一

西口權四郎君 (昭六大商) 司法官試補、仙臺地方裁判所より秋田地方裁判所に轉補、住所秋田市大堰端字宮田七七

山内美知男君 (昭九專二法) 警部補、大阪府保安課より警察練習所へ

堀内 光三君 (明四一專經) 大阪區裁判所判事たりし氏は三月二十八日逝去さる

榎谷安太郎君 (大三專法) 昭和八年十一月逝去

岡田 勝治君 (大一二專商) 去る一月一日逝去

學生

千里山法律學會

一月十九日 午後一時より法文學部法律科一年教室に於て第五回例會を開催した。

本庄安藤の二教授並に多數の會員出席

一、失踪宣告の効果

一、權利能力なき社團

右研究題目につき學生の研究發表あり之に對し會員より質問あり盛んに論戰を展開し、最後に本庄教授の懇切なる批判ありて有意義なる研究會を終つたのは五時であつた。

第五回例會 は二月十四日午後一時半より商科一年教室に於て野村、安藤、木村、西村の諸教授、柳瀬講師並に會員多數出席、

先づ越智君は「實證的綜合的科學としての憲法學の方法論的分析」と題して數十分に互り慶應義塾の山崎教授新著憲法學につき眞摯なる批判を試みた。概要は二月二十五日發行の大學新聞に掲載してある。

次に商法の野村教授は商法入門に關して有益なる御講話あり、又三年生諸兄に對しては實社會に出て法律學徒として怠らざる様、特に正義感を強調され種々質疑應答あつて斯くして本學年度最後の例會は夕やみ迫れる五時半盛會裡に散會した。

尙次回は新學期早々新入會員を迎え開催する豫定である、法律科の學友諸兄は學つて吾が法律學會に入會されん事を希望する。

辯論部委員懇親會

二月十日夜七時半より大阪長堀橋日館ビル大市食堂に於て昭和九年度學友會辯論部委員懇親會を開催す。先づ部長福岡君開會の辭を述べ、ついで武田先生は學運隆々たると共に社會的にその使命の大きな所以を述べられ新興の意氣に燃える各委員に對し自制自重ありたき旨の御懇切なる御訓示を賜り、次に平野幹事長は辯論部本年度の大飛躍を切望する旨を述べらる。部長の簡單に事業報告なして宴に入るや、福岡君の提唱に依り同席より自己紹介が行はれ、大市得意の支那料理

に舌鼓を打ち春華遊説に就て懇談す。やがて試験の煩ひも忘れ珍味の卓上を賑はすに従ひ氣焰漸く昂り來りて談論戰に花を咲かせ。胸襟を披き素懷を吐露し、融合和樂の極に達した時、期せずして迷る愛校心の發露は校歌の合唱となり、辯論部スピリットは辯論部萬歳の三唱を叫び最後に清野君の發聲で建國記念祭に因み天皇陛下萬歳を三唱し、若き學徒の意氣は正に天を衝くの概あり、互に約して後日の大を盟ひ和氣霽々の裡にこの朗らかな宴を閉ぢたるのは十一時も近き頃であつた。

當日の出席者は武田専門部主事、幹事長平野正一、部長福岡長雄、副部長清水清、清野勝一、廣岡忠良、大矢五郎、畑野義男、政井武金、松玉、入江喜代造、原田裕、今井守の四君(福岡君報)

哲學會

◆送別會 去る一月廿八日午后四時より新町橋畔岩國屋料亭に於て哲學會の送別會があつた。主賓は卒業生花田、細原竹内、野間、真廣の五君で黒野君は差支へのため欠席された。五時片山先生の開會の辭について新町、岩崎、武内、大山

菅、三枝樹、辻部諸先生からそれ／＼新學士に對する懇篤なる挨拶あり、卒業生答辭の後、先輩吉川、森田兩氏の祝辭、又出席學生十五名を代表して西田君から送別の辭があつてのち、記念撮影をなす會するもの三十名、哲學會未曾有の盛會であつた。六時宴にうつるや諸藝百出して歡の盡きる所を知らず、遂に三弦の介在をゆるさなかつた。殊にI先生とM君の金色夜叉は道に入つたもので、T先生の落語、K先生、T君の小唄、S君の聲色、N君の阿保陀羅經、H君の小品等々、數へるにいとまがない。

つきぬ思ひで漸く散會したのが十時を早過ぐること半分であつた。

◆第五回例會 三月廿五日午后二時より天六學舍教授室に於て先輩森田米造氏の「カントに於ける市民社會」なる題下に氏の眞摯なる研究發表あつてのち諸先生の討論に花が咲き談笑裏に五時閉會せり、ついで幹事の經過、會計の報告あり九年度幹事を筒井君に引繼ぐ。九年度の豫定に付いて協議あつて、六時散會す。出席者は片山、大山、武内、辻部、菅の諸先生並に會員十二名。

遊仙窟について

校友 吉永 登

本稿は去る二月四日天六學舎に於ける國文學會の席上發表せられたるもの、梗概である（國文學會）

古來詩歌に物語に我國文學を刺戟し影響を與へた支那文學は蓋し尠少ではあるまい。わけて時代に於ては唐、作品に於ては文集、遊仙窟がその最たるものであらう。

今茲にその遊仙窟に就て大體を考察して見たいと考へる。

遊仙窟の作者は我國の傳本の何れにも通じて明記されてゐる唐張文成の作と見ることが穩當であらう。しかし張文成の傳記に關しては幸田露伴先生の指摘せられる新舊唐書に於ける張薦傳中に見ゆるものによつて知り得るがその記述中にも遊仙窟の書名は見えずたゞ『新羅日本使至必出金寶購其文』の一句や、彷彿せしめるに足るばかりである。近頃神田喜一郎先生は唐書以外に桂林風土記中に存する張文成傳記を發見されたが、同書は唐の莫休符の著で唐書に先立つものであるらしく、たとへその舊でないとしても同書中に

見える寧州襄樂縣尉を授けられたと云ふ記述は唐書に見えずしてしかも遊仙窟巻頭の署名の官銜の根據あることを示すもので、遊仙窟研究史上の一進展と考へる。

但此の書が何れの時代に舶載されたかについては現在よりしては明かにする事は困難であるが、著作の時代であるらしい事は前に引用した「日本新羅使至必出金寶購其文」の一節がやゝ暗示してゐるやうでもある。但しこれとしても疑へば疑へぬ事もないが、張文成の作品中現存のものは僅かに朝野僉載六卷と韻筋風體判二卷との書の三部のみである事からすれば、あながちに捨てるべきでない。しかもその年代を去る僅か五十年萬葉卷六中に歌聖山上億良が彼の有名な「沈阿自哀文」中「遊仙窟日九泉下人、一錢不直……」と明白に引用してゐることによつてもその傳來が古い事は明かであらう。我國に於ける唐朝とも云ふべき平安朝時代に於ては一として此の影響を受けぬものはないので、大著源氏物語を初めてして一々數へるの煩にたへない。

最後に此の書の傳本に就て一言し度

いが、此の書の支那に佚せる事は揚守敬の「日本訪書志中」の記述に見ても明かで、此の點のみを考へても興味のあることである。我國に於ては古くは藤原佐世の「見在書目」中に見えるしあの有名な學者にして且つ、藏書家たる藤原信西の「通鑑入道藏書目錄」中には二部も見えてゐる。たゞおしむらくは書名のみであるが故に、それ等が果して現存のものか否かは不明であり且つその系統すら知り得ないが、現存のものより推して何れも早く佚せしものと考へる。下つて安政三年に出來た森立之の「經籍訪書志」には比較的豐富に三種を傳へて居る。それ等は、昌平學藏本と容安書院の藏本と尾張眞福寺の藏本で、中前二者は不幸見られずたゞ後者は狩野掖齋が箋注和名類聚抄中に引用した事によつて名高い。未見の書であるが現在も同寺に保存せられ東大圖書館に影寫本が藏せられてゐるさうである。此等とは別に醍醐寺にも一本が藏せられてゐて、これはその書寫は尾張本よりも古く、現存最古のもので近年古典保存會よりロタイプ刷りで出版したので、容易に見得るやう

になつた。以上は何れも寫本であるが版本としては慶安本と、繪入りの元祿の遊仙窟鈔の二種がある。此も詳細に考察するならば必しもしく單純には云ひ切れぬので、前者慶安本には、慶安の刊記を有するものと無刊記のもの二種あつて、龜田次郎先生の御説によると無刊記のものが却つて古いとの事であり、自分も無條件で信じ度いと思つてゐる。後者の元祿本に就ても疑惑があつて確かに此の鈔の繪によつて書いたとしか信じられぬ西鶴の一代女の最初の挿繪……それには本文に全然あらはれない尺八の吹奏の繪が描かれてゐる。此は遊仙窟鈔の挿繪と批較してうなづけるものであるが、此處に不思議に思はれるのは一代女の刊行の年度が貞享三年となつて居ること、遊仙窟鈔の挿繪を見て一代女の挿繪が描かれたものとすれば、元祿に出た本をそれ以前の貞享に見て居ることになり頗る變なものになるが自分はこれも所謂元祿遊仙窟鈔には元祿以前に無刊記或は元祿以前の刊記を有する今一種の版本のあつた事を豫想することによつて解決をつけ度いと考へるのである。

新刊

田畑忍氏著

「帝國憲法逐條要義」(上、下)

紹介

教授 吉田 一枝

同志社大學出身の俊才、全學教授法學士田畑忍氏の新著「帝國憲法逐條要義」上巻は昭和八年六月に、同下巻は昭和九年三月に京都の政經書院より出版せられた(上巻一圓三十錢、下巻一圓十錢)右上下

した爲であり「憲法義解」の引用は帝國憲法の立案者たる伊藤公の解釋が今日では一つのクラシカルな權威と重要性とを保持してゐることを意識し且つ之を重視したからである」。

二巻は同書上巻序文によれば「この書は一つには同志社高等商業學校及び同志社専門學校法經部に於ける講義用の教科書として、二つには近き將來同著者に依つて書かるべき日本憲法の組織的解釋學としての「日本憲法論」の前提的試作乃至習作として書かれたものである」。又序文によれば「著者は本書に於ける教科書としての新しい試みとして次ぎの三點を擧げることが出来るであらう、第一は逐條解釋の形式を採つたこと、第二は參照條文を挿入したこと、第三は伊藤博文氏の「帝國憲法皇室典範義解」を一々條條下に按率的に引用したことこれである。參照條文の引用は單に生徒の便宜を顧慮

らである(序文)と著者の學的謙遜にも拘はらず隨所に著者の思想見解を見出し得べく著者の言の如く専門學校高等商業學校に於ける憲法の教科書としては蓋し格好なる其教科書の一に數ふべきものならんか。下巻の序によれば「尙ほ上下兩卷の合本は陽春の交、訂正版となつて現はれるであらう」と。私はその日の一日も早からんことを鶴首するものである。

編輯餘錄

▲本號は學内報記事で意外に遅延いたしましたことを讀者各位にお斷り申し上げます。

▲論說欄は前號よりの續稿のみでなほ頁の不足を來たし、柳瀬兼助講師の「國際私法に於ける外國法の適用」の續きを始め、校友諸氏よりの御寄稿などすべて次號にまつの已むなきに至りました。

▲時方に陽春、本學では多數の新入生諸君を迎へて新しき學年のスタートを切ることとなりました。それに天六學舎では學内報所載の如く新館増築に着手

しました。學運の隆盛を慶すると共に讀者各位の清健と將來の御奮闘を祈ります。

御投稿に就いて

本誌校友欄並に學生欄記事の御投稿は締切期日(毎月二十五日)までに到着するやう、そして内容はなるべく千字以内に御纏めを願ひます。

なほ用紙は二百字詰若くは四百字詰原稿用紙に限ります。

大正十一年六月十五日創刊
昭和九年四月十五日發行

不許複製

編輯人 遠藤 銀
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

天六學舎 關西大學

千里山學舎 關西大學

米胚芽の

有効成分

ビタミンB

含有

最多量

脚氣の豫防と治療に

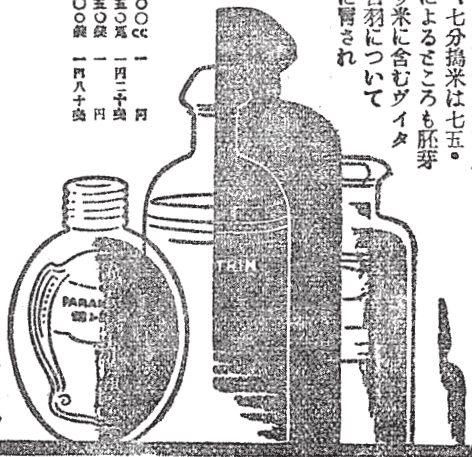
パラヌトリン

大阪朝日新聞 (昭和六年四月二日附載)

米の營養價値論争と題せる記事中に曰く「東京市衛生研究所の藤巻博士が「米の研究」の結果を發表したが、昨年十一月以降各種米の營養試驗を行つた結果、玄米に含むビタミンBを1.0とするに胚芽米三七.六%七分搗米二八.四%石搗砂米一九.八%でもし胚芽米營養價を1.0とすれば、七分搗米は七五.四五%となつて居り、化學分析の結果から見ても動物試驗によるところも胚芽米が七分搗米に優つてゐることが証明されたのである、つまり米に含むビタミンBの殆んど全部は胚芽の中にあり、同博士は更に鳩二百羽について脚氣の研究をしたが胚芽米を常食とするものは絶対に脚氣に罹ることをしないことも証明され、島嶼、佐伯兩博士の論争の上に實驗報告は一つの覺をつけるものである」とパラヌトリンは米胚芽含有のビタミンB營養分を完全に抽出せる製劑なれば白米の常食によつて起るビタミンB缺乏症に脚氣の豫防と治療に極めて優秀なる効果を奏す。

包裝

大瓶	100cc	一	円
中瓶	50cc	一	円
小瓶	10cc	一	円
大瓶	100cc	一	円



製造發賣元

粉末
液劑
注射液

詳細なる

實驗報告書

申込次第送呈

大坂市東區道修町

株式會社

塩野義商店

東京市日本橋區本町

人生觀が一變する

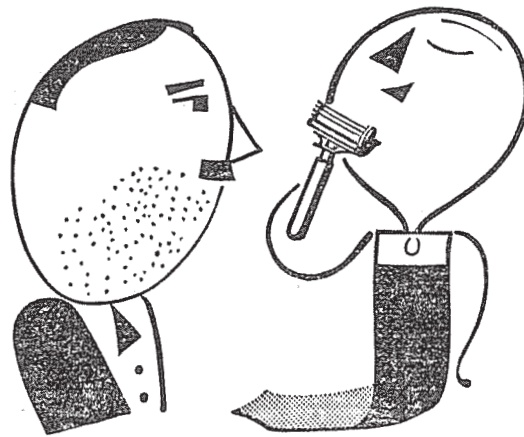
春だ春だ憂鬱な髭つ面を
バレーのシェービングで
一新すれば俄然人生觀も
一變します！ それも
毎朝唯の五分間研ぐから
剃るまでザツツオーケー！

剃刀で研器を兼ね

一枚の刃が半年使へる

バレー自働研安全剃刀

一圓五十錢 以上いろいろ



北橋 齋心 • 阪大

善 丸

アーヴィング・フィッシャー著
喜多村利雄譯

經濟原論

菊判上製 六五〇頁
定價 參圓
普及版 貳圓五拾錢
送料 貳拾貳錢

新刊

最近、アメリカ通貨政策のために問題となれる商品弗説の創始者にして、數理學派の重鎮、アーヴィング・フィッシャー教授の經濟原論が、斯界に名をなすは周知のところである。

その説く理論の深きも、適切の實例を用ふる綿密なる解説は、初心の士にもよく理解せらるゝところにして、眞に世界的不朽の名著である。

譯者は此の翻譯に沈潜すること數年、漸く茲に自信ある譯文を得て、之を上梓することを得るに至つたのである。譯文流麗にして平明、原文の眞意を遺憾なく傳へてゐる。斯學專攻の士はもとより、實務家必讀の良書として敢へてお薦めする。

行所

大阪市北區梅田新道
電話北一六五三・五七五二番
振替口座大阪三一九七二番
東京市駿河臺中央大學前

株式會社

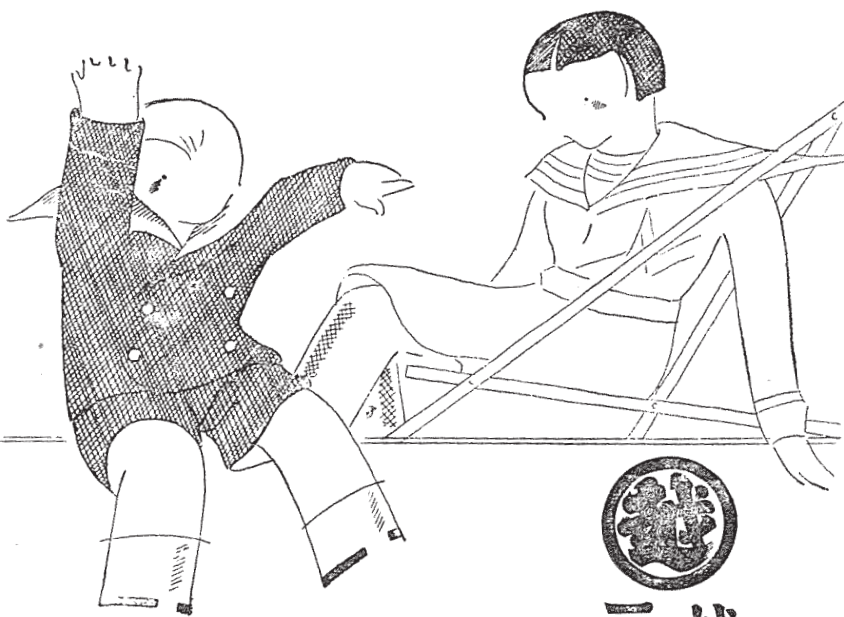
大同書院

今春の新型を誇る

三越の子供洋服

のどかな春の日ざしをうけて、小鳥と歌ひ花とた
はむるゝ可愛いお子達の御洋服として、定評ある
当店マーグリット夫人の新作品を始め、可憐な春
の新型を各種豊富に取揃へお待ち申してをります

—東館四階 婦人子供服部—



三越

大阪

關西大學教授・商學博士 武田鼎一著

經濟價值研究

——經濟價値の精神科學的並に實證的研究——

本書は今般商學博士の學位を得られたる武田鼎一教授の該博なる蘊蓄を傾けて、専ら經濟價值理論を獨自の立場より精神科學的並に實證的に説明せられたる雄篇にして、博士の創説にかゝる平均價值學說の優位性を高揚すると共に、その對蹠的立場をこる限界効用學說を完膚なきまでに鋭き批判を下してゐる。蓋し價值論最高の指標を示すものである。尙卷末には獨逸學界に發表されたる「獨文平均價值論」を收録す。

菊判 一六〇頁
定價 一圓三十錢
郵送料 十六錢

近刊

關西大學講師	森川太郎著	金融經濟總論	五菊〇版〇上頁製
關西大學講師	龍野健次郎譯	倫理學史要	二菊五版〇上頁製
浪華高商教授	豐田與市郎著	經濟地理學提要	二菊五版〇上頁製
大阪外語教授	上田畊甫著	和文英譯と英作文	三三五版〇上頁製
大阪商大教授 經濟學博士	田崎仁義著	一般經濟史第一卷	四菊〇版〇上頁製